

第 10 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成26年3月11日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 10 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成26年3月11日(火曜日)

午前10時0分開議  
午後0時3分休憩  
午後1時3分開議  
午後2時14分閉会

本日の会議に付した事件

議案第41号 平成26年度熊本県一般会計予算

議案第43号 平成26年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第60号 平成26年度熊本県病院事業会計予算

議案第73号 熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 熊本県介護保険審査会条例の制定について

議案第77号 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第95号 熊本県やさしいまちづくり推進計画の変更について

議案第98号 権利の放棄について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①第二次熊本県動物愛護・管理推進計画の策定について
- ②熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)の策定について
- ③第3期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について
- ④「熊本県健康づくり憲章～健やかくまもと肥後六花～」の制定について
- ⑤地域生活支援室の設置について

出席委員（7人）

委員長 瀧上 陽一  
副委員長 増永 慎一郎  
委員 小杉 直  
委員 岩中 伸司  
委員 平野 みどり  
委員 重村 栄  
委員 甲斐 正法

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 松葉 成正  
総括審議員兼  
政策審議監 牧野 俊彦  
医監 岩谷 典学  
長寿社会局長 山田 章平  
子ども・障がい福祉局長 田中 彰治  
健康局長 白濱 良一  
首席審議員兼  
健康福祉政策課長 古閑 陽一  
健康危機管理課長 一喜 美雄  
高齢者支援課長 中島 昭則

認知症対策・

地域ケア推進課長 大村 裕司

社会福祉課長 青木 政俊

首席審議員兼

子ども未来課長 中園 三千代

子ども家庭福祉課長 藤本 聡

障がい者支援課長 松永 寿

医療政策課長 三角 浩一

国保・高齢者医療課長 大塚 陽子

首席審議員兼

健康づくり推進課長 山内 信吾

薬務衛生課長 今村 均

病院局

病院事業管理者 向井 康彦

総務経営課長 林田 浩稔

事務局職員出席者

議事課主幹 黒岩 雅樹

政務調査課主幹 松野 勇

午前9時59分

○淵上陽一委員長 皆さんおはようございます。

きょうは3月11日です。東日本大震災からきょうで丸3年となります。

この震災で犠牲になられた方々に対しまして、哀悼の意を表すために、黙禱を行いたいと思います。

皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○淵上陽一委員長 黙禱。

（黙禱）

○淵上陽一委員長 黙禱を終わります。

御着席をお願いいたします。

（着席）

午前10時0分開議

○淵上陽一委員長 ただいまから、第10回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に7名の傍聴の申し出がありますので、これを認めることにいたし

ます。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるため、執行部からの説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、松葉健康福祉部長。

○松葉健康福祉部長 おはようございます。

第10回目の委員会でございますけれども、本年度最後の委員会になろうかというふうに思います。淵上委員長、増永副委員長初め委員の皆様には、この1年間、大変御指導いただき、ありがとうございました。心より感謝申し上げます。本日も、当初予算案等の御審議をいただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、健康福祉部関係の議案の概要につきまして、着座にて御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係2議案、条例等関係8議案の合計10議案でございます。

まず、第41号議案の平成26年度熊本県一般会計予算についてですが、幸せ実感くまもと4カ年戦略に掲げた長寿を楽しむなどの取り組みについて、さらなる加速化と成果の見える化を進めるとともに、核心を突く取り組みを積極的に展開することを主眼に、総額1,328億6,000万円余の予算をお願いしております。

その主な内容ですが、まず、長寿を楽しむための取り組みについては、健康長寿の基盤となる歯及び口腔の健康づくりを進めるため、フッ化物洗口の県内全小中学校での実施を目指して取り組んでまいります。あわせて、企業や団体等と連携し、健康寿命を延ば

すための取り組みを県民運動として推進してまいります。

また、医療や介護が必要になっても住みながら地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、訪問看護体制の整備など在宅医療を推進します。また、介護保険制度の見直しに伴い、市町村の役割が今後ますます重要になることから、新たに市町村における医療と介護の連携モデルの構築に取り組むとともに、市町村が介護予防や生活支援サービスを円滑に実施できるよう支援してまいります。

さらに、認知症高齢者を地域で支えるため、養成数が人口比で4年連続日本一となっている認知症サポーターについて、地域で活発に活動できるよう取り組みを強化します。あわせて、認知症医療体制について、3層構造の熊本モデルの構築に向けた取り組みを推進するとともに、この熊本モデルをアジア各国に向けて発信してまいります。

また、少子高齢化が進む中、医療及び介護の人材確保は引き続き喫緊の課題となっています。修学資金貸し付けなどの従来からの取り組みに加え、職員の処遇改善等に取り組んでいる社会福祉施設を表彰する取り組みを新たに実施してまいります。

加えて、特別養護老人ホームに入所されている高齢者のうち6割を超える方々が、施設で最期を迎えられているという状況があることから、家族が安心して施設内でみとりができる環境を、全国に先駆けて整備してまいります。

次に、子どもの育ちと若者のチャレンジを応援するための取り組みについてですが、主に熊本市とその周辺部で生じている保育所入所待機児童の解消に向け、引き続き保育所整備を支援するとともに、家庭的保育など保育所を補完する事業に取り組んでまいります。あわせて、保育士の確保対策を進めてまいります。

また、子供たちが病気になっても安心な環境のもとで過ごせるよう、病児・病後児保育が県内全域で利用できる体制づくりを進めてまいります。

次に、障がいのある人が暮らしやすい熊本に向けた取り組みについては、発達障害児・者の早期発見、早期支援や、発達障害者支援センターを拠点として相談支援、就労支援に取り組むとともに、新たに、身近な地域で発達障害に対応できる医師を確保するなどの医療体制整備を進め、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築してまいります。

次に、夢を叶える教育に向けた取り組みについては、就業や子育てなどに関するさまざまな困難に直面しているひとり親家庭等を対象に、より一層の自立に向けて、就労から子育て、子供の学習支援まで総合的に支援してまいります。

次に、災害に負けない熊本については、熊本広域大水害の被災者の痛みの最小化に向け、阿蘇市の応急仮設住宅において、期限までに自立再建が難しい入居者の方々が引き続き住むことができるよう支援してまいります。

次に、第43号議案の平成26年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算についてですが、母子家庭等を対象とした修学資金等の貸付金として、1億3,000万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成26年度の予算総額は1,329億9,000万円余となっております。

次に、条例等関係についてですが、第73号議案の熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例について外7議案を提案しております。

このほか、第二次熊本県動物愛護・管理推進計画の策定についてなど5件について、御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 引き続き担当課長から説明をお願いいたします。

○古閑健康福祉政策課長 政策課、古閑でございます。本日はよろしくお願いいたします。着座にて御説明をさせていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

予算の内容につきまして、主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、社会福祉総務費ですが、右の説明欄をお願いいたします。

1の職員給与費ですが、これは、平成26年1月1日時点での給与費をもとに積算をいたしております。職員給与費につきましては、各課とも同様ですので、以下の説明は省略をさせていただきます。

次に、2の民生委員費でございますが、熊本市を除く県内2,752名の民生委員、児童委員の活動手当等に係る経費でございます。

3の社会福祉協議会助成費のうち、(1)は、県社協の地域福祉活動に要する運営費助成、(3)の日常生活自立支援事業は、認知症など判断能力が十分でない方の金銭管理等の権利擁護事業に対する助成でございます。

3ページをお願いいたします。

4の地域福祉振興費のうち、(3)県ボランティアセンター事業費補助は、県社協が設置しておりますボランティアセンターの運営費助成、(4)地域の縁がわ彩り事業は、誰もが気軽に集い、支え合う拠点である地域の縁がわや地域ふれあいホームの整備費助成でございます。(5)の地域の結びづくり生き生き事業は、市町村における小地域ネットワーク活動のさらなる普及や水俣・芦北地域における見守り活動に要する経費でございます。

めくっていただき、4ページをお願いいたします。

5の社会福祉諸費の(1)の地域の支事おこし事業ですが、地域の縁がわを拠点に、起業化のモデル的な取り組みについて普及推進を図るための経費でございます。

なお、民間団体への補助につきましては、企画課の地域づくり“夢チャレンジ”推進事業を活用しております。

(4)は、福祉人材の確保を図るため、無料職業紹介等の就労支援を行う福祉人材センターに係る県社協への委託費でございます。

(6)地域共生くまもとづくり事業は、縁がわづくりを初めとする民間団体の先駆的な地域福祉活動に対する助成でございます。

5ページをお願いいたします。

(8)福祉・介護人材緊急確保事業ですが、緊急雇用創出基金を活用し、新たな福祉・介護人材の掘り起こしや潜在的有資格者の再就業支援など、県社協へ委託し、人材確保を図ることとしております。

(10)の社会福祉施設人材確保応援事業は新規事業でございます。職員の処遇改善等に取り組む優良な社会福祉施設を表彰し、そのイメージの向上を図るとともに、公認会計士等の専門家を派遣し、人件費など経営面での具体的な助言を行うこととしております。

次に、7、やさしいまちづくり推進事業ですが、めくっていただき、6ページをお願いいたします。

(2)のUDやさしいまちづくり普及啓発事業ですが、障害者用駐車場の適正利用を推進するハートフルパス制度の普及など、やさしいまちづくりの意識向上や人材育成に要する経費でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

災害救助費ですが、説明欄2の(2)東日本大震災応援救助事業ですが、本県に避難している被災者に対する住宅の借り上げ経費でございます。

(3)災害救助事業ですが、熊本県広域大洪水に係る応急仮設住宅の供与や、阿蘇市に建設しております木造応急仮設住宅の基礎改修等に要する経費でございます。

次に、公衆衛生総務費ですが、めくっていただき、8ページをお願いいたします。

説明欄中段の4の保健医療推進対策費のうち、(3)と(4)は、県保健医療計画の着実な推進や、社会保障制度改革で示されました地域医療ビジョンの検討などを行う県保健医療推進協議会に係る経費でございます。

9ページをお願いいたします。

以下、最下段ですが、健康福祉政策課は、総額33億2,300万円余をお願いいたしております。

続きまして、説明資料、飛びますが、108ページ、議案第95号熊本県やさしいまちづくり推進計画の変更についてをお願いいたします。

大変恐れ入りますが、また、説明につきましては、127ページの概要にて御説明をさせていただきます。

中間見直し案につきましては、これまで9月と12月の本委員会において御説明しております。内容に大きな変更はございませんので、本日は、簡潔に御説明をさせていただきます。

まず、1の趣旨にありますように、今年度が同計画で定めました中間見直しの時期に当たることから、計画の進捗状況や関連計画等の動向などを踏まえまして、今回、一部の指標及び目標値等の変更を行うものでございます。

内容につきましては、128ページをお願いいたします。

まず、1の現計画の概要ですが、やさしいまちづくり条例に規定します3つの基本方針及び7つの分野において、21の指標と6つの重点プロジェクトにより、施策の展開をしているところでございます。

129ページをお願いいたします。

2の計画変更に当たってですが、これまで(1)の関係課31課による庁内推進会議や(2)の学識経験者や当事者団体で構成します推進協議会で審議をまいりました。そして、(3)にありますように、パブリックコメントを12月の本委員会終了後に実施し、1人2団体から15件の意見をいただいております。主な意見としましては、歩道のバリアフリーの整備促進など施策推進に関する意見が4件、その他、文言や表記に関する意見が11件あり、今後の施策推進に生かすとともに、文言、表記等の必要な修正を行っております。

続いて、3の変更案の概要ですが、まず、(1)指標の変更については、アの変更の3つの視点であります1、目標達成済みが5、2の期間満了が4、3の関連計画の改定が7など、重複する部分がありますが、全部で10の指標について、今回変更を行っております。

詳細につきましては、恐れ入りますが、132ページの別紙にて御説明をさせていただきます。

21の指標のうち、右端の欄外に番号を1から5と振っておりますが、教育や雇用分野の指標につきましては、変更後の指標の欄にあります括弧書きで記載しておりますとおり、4カ年戦略や教育振興基本計画、労働人材育成計画など、根拠となります関連計画の改定を踏まえまして、それぞれの計画に位置づけられた指標に変更いたしております。

次に、133ページの右端の欄外、番号が6から10まででございますが、防犯・防災・交通安全、生活環境の5つの指標につきましては、現行指標の目標達成状況等を踏まえまして、新しい指標の設定を行っております。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、130ページをお願いいたします。

そのほか、(2)についてですが、障害者基本法の改正や障害者総合支援法等の成立など、本文の関係部分の必要な整理を行ってお

ります。

また、(3)重点プロジェクトにつきましては、現計画では、今年度の3年間を目途に取り組むこととしておりましたが、引き続き充実強化を図りながら取り組んでいくこととしております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。よろしく申し上げます。着座にて御説明します。

説明資料の10ページをお願いいたします。

主な項目について御説明します。

まず、公衆衛生総務費でございますが、4億5,340万円余をお願いしております。これは、説明欄2の健康危機管理推進事業でございますが、健康危機発生時に備えた関係機関との連携や保健所を中心とした訓練、実地疫学調査チームの研修等に要する経費でございます。

説明欄3の肝炎対策事業でございますが、肝炎患者に対するインターフェロン治療等の医療費助成や肝炎ウイルス検査等に要する経費でございます。

次に、結核対策費でございますが、3,446万円余をお願いしております。これは、説明欄1の勧告に基づく入院患者等に対する公費負担としての結核患者医療費でございます。

11ページをお願いします。

予防費でございますが、1億9,294万円余をお願いしております。説明欄1の感染症予防費の(1)から(3)までの事業は、感染症発生時の疫学調査等、また、エイズに関する啓発等、さらに、新型インフルエンザの発生に備えた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や、新型インフルエンザに罹患した患者の入院を受け入れていただく医療機関に対する人工呼吸器補助等に要する経費でございます。

次に、最下段、(4)の風しん対策事業でござ

いますが、乳児の先天性風疹症候群を防止するため、妊娠を希望する女性に対して公費で風疹の抗体検査の実施と抗体検査で予防接種が必要と判断された方を予防接種につなげるために、市町村が行う予防接種事業への助成を行うための経費でございます。

12ページをお願いします。

食品衛生指導費でございますが、3億6,389万円余をお願いしております。これは、説明欄1の食品衛生監視費において、食品営業施設への許認可や監視指導を行う経費でございます。

13ページの説明欄2の食品安全確保対策費の(1)の食品検査指導事業から(4)の食品衛生検査施設業務管理事業までは、食品や農産物等の検査、食中毒の原因究明のための検査などに要する経費でございます。

(5)の食品監視強化対策事業は、輸入食品、遺伝子組み換え食品、アレルギー物質を含む食品の検査を行い、違反食品の排除と適正表示を推進するための経費でございます。

説明欄3の乳肉衛生費でございますが、(1)のと畜検査事業から次の14ページの(4)のBSE食肉検査体制整備事業までは、牛、豚、鳥の検査及びBSE検査等を行うための経費でございます。

次に、(5)の公衆衛生獣医師確保育成事業は、獣医師職員の確保や研究支援など、獣医師職員を確保するための経費でございます。

次に、説明欄4の食肉衛生検査所費でございますが、(2)から(4)までは、食肉衛生検査所運営及び検査経費でございます。

15ページの(5)の対米等輸出食肉検査事業は、輸出食肉に対する検査体制整備の一環として、対米輸出食肉認定要件でございますサルモネラ検査に必要な経費でございます。

次に、環境整備費でございます。1億2,693万円余をお願いしております。

説明欄1の狂犬病予防費において、犬の捕獲、登録、予防注射の推進のための経費、動

物の愛護や適正飼養に要する経費でございます。

最後に、16ページの保健所費でございますが、1,596万円余をお願いしております。

説明欄1の結核管理費でございますが、保健所が結核患者の家族や接触者に対して実施します健康診断や感染症審査協議会結核部会等に要する経費でございます。

最下段ですが、健康危機管理課分として、総額11億8,760万円余を計上しております。続きまして、説明資料80ページをお願いいたします。

80ページから81ページにつきましては、熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

81ページの条例(案)の概要で説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨ですが、食肉衛生検査体制の見直しに伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、内容でございますが、食肉衛生検査所の検査体制を広域化して、熊本市を除く県内全ての屠畜場、食鳥処理場並びにこれらに併設する食肉処理場における検査業務等を行うこととし、条例の別表で規定しています管轄を、熊本市を除く熊本県内に改めるというものでございます。

施行期日については、本年4月1日からとしています。

健康危機管理課関係分は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

平成26年度当初予算につきまして、その主なものと条例改正につきまして、着座させていただきます。御説明申し上げます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

まず、老人福祉費でございますが、右側説明欄をお願いいたします。

2の高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業でございますが、県所管の軽費老人ホーム17施設につきまして、各施設が入所者の所得に応じて利用料を減免した場合に、その減免相当額を補助する事業でございます。

3の高齢者福祉対策費の(1)の明るい長寿社会づくり推進事業でございますが、熊本さわやか大学の運営やシルバー作品展、シルバースポーツ交流大会等、高齢者の生きがいと健康づくりを行う熊本さわやか長寿財団に対する補助事業でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

(5)の県・市町村老人クラブ連合会活動推進事業及び(6)の単位老人クラブ活動推進事業でございますが、県・市町村老人クラブ連合会の運営費や活動費に対する補助及び友愛訪問活動、シルバーヘルパー活動などの地域貢献活動に取り組んでいる単位老人クラブに対する助成といたしまして、市町村に補助する事業でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

(8)の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等次期計画策定事業、新規事業でございますが、熊本県高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画につきまして、平成26年度が計画の最終年度であることから、平成27年度からの次期計画を策定するための事業費などがございます。

(10)の施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、特別養護老人ホーム等の介護施設等の開設を円滑に進めるため、必要な人件費や広報費、備品購入費等の施設開設準備経費につきまして補助する事業でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。



す。

(12)の長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業、新規事業でございますが、介護施設、事業所のサービスの質の向上のため、介護サービス事業者が介護職員等を研修に派遣する際の代替職員の確保を支援するとともに、その代替職員に対しまして職場内研修を行うことで、正規雇用の推進を図る事業でございます。本事業は、平成25年度まで国の緊急雇用創出基金を活用して実施しております現任介護職員等研修支援事業の後継事業でございます。基金事業のうち、平成21年度からの従来のこの雇用対策事業分につきましては本年度限りということから、単県事業として実施するものでございます。

4の介護保険対策費の(2)の指定サービス事業者管理事業でございますが、介護サービス事業者の指定及び更新事務や事業者に対する指導、監査を実施することで、適正な介護サービスの確保や介護給付費の適正化を図る事業でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

老人福祉施設費でございますが、右側説明欄をお願いいたします。

1の老人福祉施設整備費の(1)看取り空間整備支援事業、新規事業でございますが、特別養護老人ホームの入所者が、家族にみとられながら、安心して施設内で最期を迎えるために必要な環境整備を実施する社会福祉法人に対して補助する事業でございます。

(2)の老人福祉施設整備等事業、これは、平成25年度はたまたまございませんでしたので、新規事業となりますが、老朽化の解消、ユニット化の推進のため、老人福祉施設の改築を行う社会福祉法人に対して補助する事業でございます。

22ページをお願いいたします。

(3)の介護基盤緊急整備等事業でございますが、地域密着型の特別養護老人ホームや認

知症高齢者グループホームなどの介護施設等を新たに整備する市町村に対する補助事業でございます。この事業の平成26年度当初予算要求額は、今年度、25年度当初予算額14億8,200万円余に対しまして、4億149万円余となっておりまして、10億8,000万円余の減少となっております。これは、平成26年度の所要見込み額は12億8,000万円余と、今年度と同程度の整備見込みとなっているところでございますが、当該基金は1年延長されたものの、国による基金の積み増しがなかったことから、基金の残額分のみを計上しているものです。差額の8億8,000万円余につきましては、県の予算を通らない国の市町村交付金事業、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、整備されることとなるものでございます。

以上、高齢者支援課の平成26年度当初予算といたしまして、総額15億9,677万円を計上いたしております。

続きまして、条例改正について御説明申し上げます。

飛びますが、説明資料の82ページをお願いいたします。

82ページでございますが、第74号議案熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

82ページに条例案、83ページにその概要を記載しております。83ページの条例案の概要のほうで御説明いたします。

この基金の実施期限につきましては、国の管理運営要領におきまして、平成25年度末とされておりましたが、今般、平成26年度末まで1年延長されました。当該基金条例の有効期限は、精算払いを行う必要があることから、平成26年12月31日としておりましたが、当該基金の実施期限の延長に合わせて、有効期限を平成27年12月31日とするものでございます。

次に、84ページをお願いいたします。

第75号議案熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

同じく84ページに条例案、85ページにその概要を記載しております。85ページのほうで説明いたします。

この基金の実施期限につきましても、介護基盤分と同様に、国の管理運営要領におきまして25年度末までとされておりましたが、今般、26年度末まで1年延長されたことから、有効期限を同じく27年12月31日とするものでございます。

なお、条例名には処遇改善等となっておりますが、処遇改善と施設開設準備が含まれておりますが、処遇改善につきましては、御存じのとおり平成24年度で終了していますことから、施設開設準備経費助成特別対策事業だけがこの基金事業として残っているものでございます。

高齢者支援課関係分は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の23ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

まず、老人福祉費でございますが、右、説明欄の2の(1)認知症サポーター活動活性化事業は、認知症サポーターに認知症の方の支え手として活動していただくために必要な支援を行うものでございます。

(2)の認知症診療・相談体制強化事業は、認知症医療を担う認知症疾患医療センターや県民からの相談窓口であります認知症コールセンターの運営などを行うものでございます。コールセンターには、新たに若年性認知症専門のコーディネーター1名を配置いたします。

24ページをお願いいたします。

(3)の新規事業、「熊本モデル」地域を支える認知症介護人材育成事業は、介護施設等のケアの質を向上させるとともに、施設等がそのノウハウを生かしながら、在宅の認知症の方や家族からの相談対応や介護教室の開催など、さまざまな形で地域との連携を推進できるよう施設等職員の育成を行うものでございます。

(4)の「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業は、認知症医療に習熟した医師や専門スタッフの養成などを行うもので、熊本大学と連携して取り組んでまいります。

(5)の「熊本モデル」アジア交流促進事業は、アジア各国に本県の認知症に関する取り組みを情報発信し、海外からの視察団の受け入れなど、認知症をテーマとした交流を促進するものでございます。

25ページをお願いいたします。

(6)の認知症ケア・アドバイザー派遣事業は、介護施設等の認知症ケアの質を向上させるため、アドバイザーを派遣するものでございます。

(8)の訪問看護推進人材育成事業は、訪問看護師の養成やスキルアップなどを進めるもので、人材養成機関と連携して取り組んでまいります。

26ページをお願いいたします。

(9)の訪問看護推進等在宅療養支援体制づくり事業は、保健所に非常勤職員を配置しまして、各圏域での連携促進や訪問看護の提供体制整備等を進めるため、関係機関への働きかけや調整、普及啓発などを進めるものでございます。

3の介護保険対策費の(1)介護給付費県負担金交付事業は、市町村の介護保険給付に対し法定の負担金を交付するもので、資料のほうには記載いたしておりませんが、給付費の増加に伴い、対前年度当初比で10億5,499万円余の増額でお願いしております。

27ページをお願いいたします。

(2)の地域支援事業交付金交付事業は、介護予防や認知症対策など、地域の実情に応じて市町村が実施する地域支援事業に対して、法に基づき、交付金を交付するものでございます。

(4)の新規事業ですが、第15回介護保険推進全国サミットinくまもと開催費助成等事業は、来年度、全国サミットが熊本市で開催されますことから、その開催費用の一部を主催者であります熊本市に助成するものでございます。

(5)の新規事業の地域包括ケア推進体制強化事業は、医療と介護の連携を促進するため、市町村と協働して連携のモデルを開発、普及しますとともに、地域包括支援センターの業務に関するアドバイザーを派遣するなど、市町村や地域包括支援センターの機能強化を支援するものでございます。

28ページをお願いいたします。

(6)の新規事業の介護予防・生活支援サービス構築支援事業は、今後予定されております要支援者に対する予防給付の市町村事業への一部移行に市町村が適切に対応し、介護予防・生活支援サービスを充実できるよう、研修やアドバイザーの派遣を行うものでございます。

(8)の訪問看護ステーション等立ち上げ支援事業は、中山間地域などの条件不利地域等で新たに訪問看護サービスを開始する事業所に対して、立ち上げ費用等を助成するものでございます。

29ページをお願いいたします。

(9)の中山間地域等在宅サービス提供体制モデルづくり事業は、中山間地域等において、住民とともに、在宅サービスの提供体制整備に取り組む市町村を支援するものでございます。

4の介護保険財政安定化基金積立金は、市町村への貸付金の償還金及び基金の運用利息

を積み立てるものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課合計で245億4,902万円余でございます。

続きまして、条例改正について御説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料の86ページをお願いいたします。

86ページでございますが、第76号議案熊本県介護保険審査会条例の制定についてでございます。

87ページの条例(案)の概要で御説明いたします。

まず、条例改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の施行に伴い介護保険法が一部改正され、介護保険に関する審査請求事案を審議するために県が設置しております介護保険審査会の合議体の定数について県の条例で定める必要がありますことから、関係規定を整備するものでございます。

内容欄の(2)にございますとおり、要介護認定等に関する審査請求事案を審議する合議体の委員数を3人とするものでございます。もともと介護保険法でも3人と定められておりましたもので、実質的な取り扱いには変更はございません。

施行期日は、平成26年4月1日としております。

認知症対策・地域ケア推進課関係は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○青木社会福祉課長 社会福祉課でございます。よろしくお願いいたします。

資料の30ページをお願いします。

主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

説明欄2、生活福祉資金貸付事業費は、社

会福祉協議会が実施しております貸付事業に係る相談員の配置などに要する経費への助成でございます。

(4)は、新規となっておりますが、従来から社会福祉協議会で実施しております臨時特例つなぎ資金貸し付けの原資が不足してきたため、原資の積み増しについて助成するものでございます。

31ページをお願いいたします。

説明欄3、社会福祉諸費、(2)は、市町村が実施する臨時福祉給付金、いわゆる簡素な給付措置の支給業務を支援するための事務費でございます。新規となっておりますが、平成25年度補正予算に引き続き、26年度につきましても、所要の事務費を計上するものでございます。

下段、遺家族等援護費でございます。

説明欄2、遺家族等援護費は、戦没者の方々に対する給付金支給などに関する事務費や、中国残留邦人に対する支援給付金等の経費でございます。

32ページをお願いいたします。

下段、生活保護総務費でございます。

説明欄1、(1)生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業は、大学等への進学を支援するために、生活費相当分を貸し付ける県独自の事業でございます。新規見込み分と旧年度からの継続貸付分とを合わせまして、合計41人分の予算を計上しております。

(2)ホームレス対策事業は、ホームレスの方々へ一時宿泊所を提供し、相談や自立支援を行うほか、巡回相談などを行うものでございます。

(3)住宅手当緊急特別措置事業と、33ページの(5)緊急雇用創出基金市町村補助事業は、一定の要件を満たす低所得者の方々に家賃相当分の手当を支給するものでございます。(3)は、県福祉事務所が実施するもの、(5)は、熊本市を含む市福祉事務所が実施するものへの補助でございます。

33ページ、(4)でございますが、矯正施設等退所者社会復帰支援事業は、高齢または障害がある刑務所など矯正施設からの出所者に対して、福祉的な支援を行う地域生活定着支援センターの運営に要する経費でございます。

(6)自立支援プログラム策定実施推進事業は、生活保護受給者の自立を支援する事業でございます。社会福祉法人等に事業を委託しまして、就労意欲の喚起や子供の健全育成支援といった事業を引き続き行うものでございます。

34ページをお願いいたします。

(8)生活困窮者総合相談支援モデル事業は、生活困窮者自立支援法の平成27年度施行に先駆けまして、モデル的に生活困窮者の総合相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、包括的、継続的な支援を行うものでございます。県実施分としましては、平成25年度に引き続き、八代市、天草市及び玉名郡の3地域で実施することとしております。

35ページをお願いいたします。

扶助費でございます。

説明欄1、生活保護扶助費は、高齢化の進行等に伴い生活保護世帯の増加が続いている状況などから、本年度当初予算比で5億6,000万円余の増を見込んでおります。

下段、住宅管理費でございます。

説明欄2、引揚者住宅維持管理費は、引揚者援護住宅であります山の上団地の建てかえに伴う解体工事が近々完了する見込みとなっておりまして、解体後に発生する余剰地の管理経費などを計上しております。

以上、社会福祉課計54億662万円余をお願いしております。

引き続き、36ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

生活保護世帯進学応援資金貸し付けにつきまして、平成26年度の貸付開始者に対して、大学などの在学期間中、継続して貸し付けを

行う必要がありますので、平成29年度までの債務負担行為設定をお願いするものでございます。

社会福祉課、以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。よろしく願いいたします。

資料は、37ページをお願いいたします。

右側の説明欄で主なものを御説明します。

まず、中段1番の発達障害者福祉費ですが、当課で担当しますのは、発達障がい児早期発見・早期支援事業でございます。これまで乳幼児健診で用いる保健資料マニュアルや保育士、幼稚園教諭のガイドブックなどを作成してきましたが、来年度は、保護者向けのものを作成したいと考えております。

次に、38ページをお願いいたします。

2番、児童健全育成費の(1)多子世帯子育て支援事業は、第3子以降の3歳未満児の保育料無料化を行う市町村への助成でございます。現在は、県内全市町村で取り組まれています。

(2)児童健全育成事業、それから(3)放課後児童クラブ施設整備事業は、放課後児童クラブの各種事業についての市町村への助成でございます。

次に、39ページをお願いします。

子育て支援強化事業費補助金は、地域のさまざまな子育て支援事業を実施する市町村への助成でございます。

(7)待機児童解消加速化プラン事業費補助は、待機児童解消のために、幼稚園や認可外保育所を活用して、各種事業を実施する市町村への助成でございます。

1つ飛びまして、4番、安心こども基金積立金は、平成20年度の基金創設以来毎年積み増しを行っておりますが、今回の積み増し分は、主として保育所整備に活用する予定でございます。

5番、保育士等確保対策費の(1)保育士人材確保事業は、資格を持ちながら保育士として仕事をしていない、いわゆる潜在保育士の再就職を支援します。

次に、40ページをお願いします。

(2)保育士等処遇改善臨時特例事業は、保育士などの処遇改善に取り組む民間保育所に対して、市町村を通じて助成します。

(3)保育士修学資金貸付事業費補助は、保育士を目指す学生を支援し、県内での就労につなぐために貸し付けを行います。貸付額は、月額5万円の2年分と就職準備金20万円でございます。

中段の1番、児童扶助費は、熊本市以外の民間保育所運営費の県負担金です。

下の段の2番、市町村保育施設運営費補助の(1)特別保育総合推進事業は、延長保育や休日保育などを行う市町村への助成でございます。

41ページをお願いします。

家庭的保育推進事業は、保育士などの資格を持った人が、認定研修を終了して自宅などで子供を預かる事業です。市町村が行う開設準備や運営などに対して助成します。

(3)病児・病後児保育総合推進事業は、現施設の運営費に加え、新たに設置を進める市町村に対して、広域的实施や小規模事業など、県独自の助成を行います。

3番、児童福祉施設整備費の保育所等緊急整備事業は、保育所の創設や増改築などを行う市町村への助成でございます。

42ページをお願いします。

2番、母子衛生費の先天性代謝異常等検査は、新生児の血液検査に要する経費です。19疾患のスクリーニングを行います。

それから、一番下の5番、母子医療対策費の(2)小児慢性特定疾患治療研究事業は、18歳未満を対象に、いわゆる難病と言われる11の特定疾患群について、治療費を助成します。

43ページをお願いします。

(3)不妊対策事業は、不妊に関する専門相談と医療保険が適用されない特定不妊治療費の助成を行います。

(4)熊本型早産予防対策事業は、早産を予防して、小さく生まれる子を減らすために、産科、歯科の医療機関と行政が協働して取り組んでおります。来年度は、熊本大学に委託して、これまでの成果を検証します。

6番の乳幼児医療費は、子供の医療費の自己負担分を助成する市町村への助成です。県の補助は、入院、通院ともに4歳未満を対象としております。

以上、子ども未来課は、一番下の欄にございますように、総額で157億4,700万円余をお願いしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

○藤本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。よろしくお願ひいたします。

説明資料の44ページをお願いします。

主なものを御説明いたします。

説明欄中段の1、女性相談センター費の(2)DV対策強化事業は、DV被害者を緊急的に一時保護する民間シェルターに対する助成や、高校生を対象に実施しているDV未然防止教育の経費でございます。

(3)は、女性一時保護所の管理運営費ですが、DV被害者等を支援するため、一時保護所に配置する心理担当職員、警備員などの嘱託職員の人件費でございます。

45ページをお願いします。

3、児童健全育成費の(1)子ども相談員事業は、児童や家庭問題の相談に応じるため、各福祉事務所に配置している子ども相談員の人件費等でございます。

(3)児童虐待防止に係る子育て支援交付金の移行事業は、国の子育て支援交付金事業が県の補助事業へと移行したことに伴うものです。昨年の6月補正からこの形に移行してお

りますが、市町村が行う児童虐待の発生予防対策事業等について助成を行うものです。

46ページをお願いします。

1、児童扶助費の(1)から(3)までは、保護を必要とする児童や母子を児童養護施設や母子生活支援施設等へ措置するための費用です。

47ページをお願いします。

3、児童手当費でございます。児童手当の県負担分を市町村に交付するものです。

続きまして、下段の1、ひとり親対策費の(1)ひとり親家庭等応援事業は、安心こども基金の事業でありまして、ひとり親家庭の就労を初め生活全般を支援するものです。特に、子供の学習支援に力を入れております。

(2)ひとり親家庭等支援事業は、母子家庭の母親が、看護師等の資格を取得するため、養成機関に通う場合に生活費を給付する事業、また、地域振興局1カ所に、モデル的にひとり親の就業支援を専門に行う嘱託職員を配置するための事業などです。

3、児童扶養手当支給事業費は、次の48ページにかけて記載しておりますが、ひとり親家庭に対し、月4万円ほどの手当を支給する事業です。

次に、48ページの4、ひとり親家庭等医療費は、ひとり親家庭等の医療費の自己負担を軽減するものです。

最下段の児童福祉施設整備費は、児童福祉施設を整備する社会福祉法人に対する助成で、児童養護施設の改築1件、八代ナザレ園を予定しております。

49ページをお願いします。

3、児童相談所費の(4)子ども虐待防止総合推進事業は、児童相談所に配置する虐待対応のための嘱託職員の経費や虐待防止に係る事務費でございます。

(5)の里親推進事業は、里親制度の普及促進や里親への委託を推進するための嘱託職員の配置や制度説明会等の経費などです。

(6)の児童家庭支援センター事業は、ミニ児童相談所的な機能を果たすセンターを設置運営する事業です。荒尾市に1カ所置いており、そのセンターへの運営委託費となります。

50ページをお願いいたします。

1の母子寡婦福祉資金特別会計繰出金は、母子家庭及び寡婦の経済的自立を図るための貸付制度を実施するため、一般会計から特別会計へ繰り出すものでございます。

以上、子ども家庭福祉課の一般会計予算として、総額95億5,600万円余をお願いしております。

続いて、51ページをお願いいたします。

母子寡婦福祉資金特別会計でございます。

先ほど御説明しました一般会計からの繰出金や貸し付けの償還金などを財源に、母子家庭に対し、各種貸し付けを行うものです。貸し付けの8割が修学関連の資金となっております。事務費と合わせて、総額1億3,500万円余をお願いしております。

次に、52ページをお願いいたします。

債務負担の設定です。

3議案ありますが、これらは、貸し付けが複数年度にわたるため、もしくは県が行う身元保証が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、飛びまして、134ページをお願いいたします。

条例等議案でございます。

権利の放棄についてでございます。

134ページをお願いいたします。

母子寡婦福祉法に基づき実施しております母子寡婦福祉資金貸し付けでございますが、貸し付けの相手方や連帯保証人の破産、行方不明によりまして、今後回収の見込みがない債権2件について、135ページに記載のとおり、未償還元金合計82万7,060円、利子合計3万2,104円、償還は終わったものの、支払い期日におくれたために、既に生じている違

約金5,600円及び未償還元金に係る違約金請求権に関し、権利の放棄をお願いするものです。

県としての債権放棄の取り扱いにつきまして、本年度に見直しが行われ、債務者が自己破産し、免責決定した場合の取り扱いが明確になったため、今回債権放棄をお願いするものです。

以上で子ども家庭福祉課の説明は終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松永障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料53ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費でございます。133億6,200万円余を計上しておりますが、前年度予算との比較では4億2,100万円余の増となっております。これは、障害福祉サービス費等の扶助費関係の予算が増加したことによるものです。

まず、右の説明欄1、障がい者扶助費ですが、内容としましては、(1)の身体障害者への更生医療や(2)の精神障害者の通院医療費に対する医療費助成、(4)の施設への入所や通所等の障害福祉サービス費等の負担に要する経費でございます。

計上額は、各事業におきまして、それぞれ前年度の実績額や国の概算要求の伸び率等を参考に、所要額を見込んで計上しております。

続きまして、一番下の2、障がい者福祉諸費ですが、次のページ、54ページをごらんいただきたいと思っております。

(2)のくまもと障害者プラン推進事業では、現在の障害福祉計画が平成26年度までとなっておりますので、現計画の進行管理とあわせまして、次期、第5期計画策定のための調査検討等を行うものです。

(3)の市町村地域生活支援事業では、日常生活用具の給付や手話通訳者の派遣など、障害者の地域生活を支援する市町村事業に対する助成です。

(6)の水俣・芦北地域の障害福祉推進モデル事業は、水俣病対策の一つとして、水俣・芦北地域の相談支援機能の強化等を図るものです。

次に、55ページの(7)障害者条例推進事業は、平成23年に制定いたしました障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づく相談に対応するための4名の広域専門相談員等の経費でございます。

(9)の重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業は、ホームヘルパーの派遣など、訪問系のサービスが国の基準を超える市町村に対する助成でございます。

続きまして、一番下の3、障がい者福祉施設整備費でございますが、(1)は、障害者福祉施設の施設整備に対して助成を行うものです。

次に、56ページをお願いいたします。

中ほどの5、重度心身障がい者医療費では、市町村が行う重度心身障害者への医療費助成に対しまして、その一部を助成するものでございます。

7の発達障害者福祉費は、発達障害者の総合的な専門相談機関として委託しております、(1)の北部と(2)の南部の2つの発達障害者支援センターの運営委託費でございます。

次に、57ページをお願いいたします。

(3)新規事業の発達障がい者支援医療体制整備事業は、現在、県内で発達障害の診療ができる医療機関が少なく、しかもその多くが熊本市近郊に集中していることから、待機期間を縮減し、そして身近な地域で受診ができるよう、熊本大学と連携して、専門医の養成に取り組むものです。

最下段の児童措置費ですが、14億3,200万円余を計上しております。

右の説明欄の1、児童扶助費の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業は、障害児施設への入所や通所に伴う県の負担金でございます。

次に、58ページをお願いいたします。

上段2の心身障害者共済事業費ですが、心身障害者へ終身年金を支給する共済事業を運営するために要する経費でございます。

次に、3、心身障がい児通園事業費につきましては、地域療育センターを運営する市町村への助成等でございます。

下段の児童福祉施設費であります。10億8,100万円余を計上しております。主なものとしましては、右の説明欄の2にありますように、こども総合療育センターの運営経費等でございますが、この中には給食業務も含まれておりまして、平成26年度から給食業務の外部委託をする予定にしております。

次に、59ページをお願いいたします。

下段の精神保健費ですが、2億700万円余を計上しております。

右の説明欄の1、精神保健費のうち、(1)精神保健医療費は、措置入院費に要する経費です。

(2)の精神科救急医療体制整備事業は、休日、夜間の精神科の当番病院を輪番でお願いしているものですが、平成26年度からは、このほかに、身体合併症の精神障害者の救急医療を確保するため、国立熊本医療センターへの委託事業も始めることにしております。

次に、(3)から、次のページ、60ページの(5)までの3つの事業につきましては、いずれも地域自殺対策緊急強化基金を活用した自殺対策事業になっております。

次に、(6)の新規事業、災害派遣精神医療チーム体制整備事業ですが、厚生労働省の指導で、各都道府県単位で、災害派遣精神医療チーム、通常DPATと呼んでおりますけれども、この設置が進められておりまして、本県におきましても、チームを設置し、研修を



行っていくこととしております。

次に、61ページをお願いいたします。

最下段の県立病院事業会計繰出金ですが、地方公営企業法に基づく繰出金としまして、7億7,200万円余を計上しております。

以上、障がい者支援課の平成26年度当初予算といたしましては、総額で169億5,400万円余を計上しております。

続きまして、条例案の説明をさせていただきます。

88ページをお願いいたします。

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、内容のほうは105ページになりますので、恐れ入りますが、105ページをお願いいたします。

平成24年に、それまでの障害者自立支援法が、1つ目の丸印の条例改正の趣旨の冒頭にありますように、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、いわゆる障害者総合支援法というものに改められまして、内容も一部改正されたところですが、そのうちの一部が本年4月1日から施行されることになっております。それに合わせまして国の省令が変わってまして、国の省令に準じまして、今回県の基準条例の改正を行うものでございます。

2つ目の白丸の内容のところになりますが、こちらのほうで具体的に説明をさせていただきます。

改正点は2つありまして、まず1点目が、(1)のAになります。これまでは身体障害だけでありましたホームヘルパーによります重度訪問介護の対象に、知的と精神の両障害を加えるというものになっています。2点目が、イからカまでの部分になります。いわゆるケアホームと呼ばれております共同生活介護が、グループホームと呼ばれております共同生活援助に統合、一元化されることに伴いまして、共同生活介護に関する規定を削除し

まして、あわせまして、共同生活援助に関する規定につきましても必要な見直しを行うものでございます。

さらに、(2)にありますとおり、法改正によります用語の改正や条ずれに対応するために、合計で6つの関係条例において用語の改正等の必要な整備を行います。

以上の改正につきましては、(3)にありますとおり、附則で所要の経過措置を定めております。

また、条例改正の施行期日は、法改正の施行期日に合わせまして、本年の4月1日としております。

以上、障がい者支援課でございました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。着座にて御説明申し上げます。

説明資料の62ページをお願いいたします。

主なものについて御説明をいたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

説明欄をお願いします。

1、衛生諸費の災害医療体制整備事業は、災害拠点病院等が行います訓練、研修等に対する助成や搬送拠点臨時医療施設、SCUの設置運営の訓練に要する経費等でございます。

2、保健医療推進対策費の(1)救急医療施設運営費補助は、救命救急センターの運営や救急医療施設等が行います耐震診断に対する助成等でございます。

(2)の小児医療対策事業は、小児救命救急センターや小児救急医療拠点病院の運営に対する助成や小児救急電話相談事業、いわゆるシャープ8000に要する経費でございます。

63ページをお願いいたします。

(5)の医師確保総合対策事業は、地域医療を担う医師の確保や、地域偏在の解消を図るため、医師のキャリア形成支援等に取り組む地域医療支援センターの運営や寄附講座の設

置、医師修学資金貸与事業など、医療機関や大学、女性医師、研修医、医学生等を対象に各種支援事業を実施するものでございます。

(7)の医療施設耐震化整備事業は、医療施設耐震化臨時特例基金を活用し、二次救急医療機関等が行います耐震化整備に対する助成でございます。

(8)の脳卒中等医療推進事業は、熊大病院に設置しております脳卒中・急性冠症候群寄附講座に要する経費等でございます。

(9)のヘリ救急医療搬送体制推進事業は、ドクターヘリの運航経費に対する助成や、ドクターヘリと防災消防ヘリの2機運航体制の運用に要する経費等でございます。

64ページをお願いいたします。

(10)の重症心身障がい学寄附口座は、熊大病院に設置します寄附講座に要する経費及び高度な医療的ケアが必要な重症心身障害児の在宅療養支援体制の整備に要する経費でございます。

(12)の在宅医療連携推進事業は、在宅医療を担う医療、介護等の多職種による連携体制の構築や人材育成に要する経費でございます。

3、母子医療対策費の周産期医療対策事業は、周産期母子医療センターの運営に対する助成等でございます。

65ページをお願いいたします。

4、医療施設耐震化臨時特例基金積立金及び5、地域医療再生基金積立金は、それぞれの基金の平成26年度分の運用収益の積み増しを行うものでございます。

3段目の医務費でございます。

2、へき地医療対策費の(1)へき地医療施設運営費補助は、僻地医療診療所や僻地医療拠点病院の運営に対する補助及び県の僻地医療支援機構の運営に要する経費でございます。

66ページをお願いいたします。

3の歯科行政費、在宅歯科医療確保対策事

業は、要介護者等の在宅歯科診療を行う歯科医療機関の設備整備に対する助成や、要介護者の摂食嚥下機能を診断できる歯科医師の育成等に要する経費でございます。

下段、保健師等指導管理費でございます。

1、看護行政費の(1)看護師養成所等運営費補助事業は、看護師等養成所に対し運営費の助成を行うものでございます。

67ページをお願いいたします。

2、看護師等確保対策費の(1)看護師宿舍施設整備事業は、医療機関が行います看護師宿舍の整備に対し助成を行うものでございます。

(2)の看護職員確保総合推進事業は、看護師等修学資金貸与や病院内保育所の設置促進等に要する経費でございまして、看護職員のキャリアアップ支援や就労環境の改善など、看護職員の確保、県内定着、質の向上のための対策を総合的に推進していくこととしております。

以上、医療政策課の平成26年度一般会計予算は、総額37億7,265万円余をお願いしております。

続きまして、68ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定につきまして御説明いたします。

医師修学資金貸し付けでございます。

県内の地域医療に従事する医師を確保するため、熊本大学医学部の学生に修学資金を貸し付けるものでございますが、貸付期間が複数年にわたるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。着座にて説明させていただきます。

資料の69ページをお願いいたします。

平成26年度当初予算につきまして、主なものを説明いたします。

まず、国民健康保険指導費でございます。説明欄の3をごらんください。

国民健康保険制度安定化対策費でございます。

①は、市町村が行う低所得世帯の保険料（税）の軽減等にかかわる県負担金でございますが、今般、国の制度改正により、県がその4分の3を負担いたします5割及び2割軽減世帯の拡大が行われますことから、前年度に比べ5億1,000万円余を増額しております。

②は、1件当たり80万を超える高額な医療費のリスク軽減に係る県負担金です。③は、市町村間の財政調整のための交付金ですが、近年の医療費の伸び、診療報酬の改定等による保険者負担を考慮いたしまして、前年比で3億円の増額を計上しております。

次のページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。

説明欄1の(1)後期高齢者医療給付費負担金は、医療給付費等に要する費用の12分の1を県が負担するものでございます。医療費の伸び、診療報酬の改定等を考慮し、予算計上しております。(2)は、国保と同様、高額な医療費の発生による財政リスクの軽減のための県負担金、(3)の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減のための県負担金でございますが、今般、国保と同様に制度改正が行われましたことから、前年度に比べまして2億円余の増額計上をしております。

2の後期高齢者医療財政安定化基金積立金は、後期高齢者医療の運営主体であります広域連合の財政安定のために設置しております基金への積立金でございます。

以上によりまして、国保・高齢者医療課では、当初予算として、総額464億1,663万円余をお願いしております。

続きまして、条例改正につきまして御説明

をいたします。

資料の106ページをお願いいたします。

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

107ページで概要を説明いたします。

107ページ下の参考をごらんください。

後期高齢者医療財政安定化基金は、広域連合の財政安定のために、図の右にありますように、医療給付費の増や保険料の未納、または2年ごとに改定されます保険料率の増加抑制を目的といたしまして、県に設置されております基金でございます。

この基金に対しまして、下の拠出金の算定のところに記載しておりますとおり、財政運営期間、2年間の療養給付費、いわゆる医療費の見込み額に厚生労働大臣が政令で定める率を標準といたしまして、条例で定める率を乗した額を、国、県、広域連合が3分の1ずつ負担することとされております。今般、厚生労働大臣が定める率が引き下げられたことを踏まえまして、現在の基金残高等を勘案いたしまして、県条例で定める拠出率を1万分の8から10万分の44に引き下げるものでございます。

施行は、平成26年4月1日からとしております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山内健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。よろしく申し上げます。

資料、71ページをお願いいたします。

3番、健康づくり推進費でございますが、主な事業、(1)健康長寿推進事業、これは、県民のための健康づくりの推進及び健康長寿の意識醸成のための普及啓発に要する経費でございます。

(2)の歯科保健推進事業、これは、フッ化物による虫歯対策など、県民の歯の健康づく

りの推進に要する経費です。

(3) がん対策推進事業、これは、がん診療拠点病院である、国の5指定病院が実施をする緩和ケア研修等の研修ですとか、相談支援事業への助成等でございます。

資料をめくって、72ページをお願いいたします。

(6) 糖尿病医療スタッフ養成支援事業でございますが、これは、糖尿病の発症や重症化を予防するための医療スタッフの養成及び保健医療連携体制の整備に対する助成です。

(7) がん検診受診促進企業連携事業、これは、企業等と連携したがん検診の受診率向上の取り組みに要する経費でございます。

(8) がん診療連携拠点病院等病理診断機能支援事業、これは、実務を通して行う教育、訓練による病理専門医の育成のための経費です。

ページ、73ページの説明をさせていただきます。

(9) がん地域連携クリティカルパス支援事業、これは、パスの普及及び定着の促進のため、パスの運用コーディネーターの設置等に要する経費です。

(10) 「おやつ」で育む食育実践講座事業、これは、放課後児童クラブが地元の食材を使った食育実践講座を実施するために要する経費です。

5番、原爆被爆者健康診断費、これは、原爆被爆者及び被爆二世の方々のうち、希望する方に対し健康診断を行うものでございます。

ページめくっていただきまして、74ページを説明させていただきます。

6番、原爆被爆者特別措置費、これは、原爆被爆者の方で、放射能の影響で病気等になっている方に対する健康管理手当等を支給するものです。

7番、特定疾患対策費、(1) 特定疾患治療費、これは、特定疾患の患者や家族の方々の

負担軽減を図るため、治療費を負担するものです。

(3) 難病相談・支援センター事業、これは、難病患者の方やその家族等への日常生活相談ですとか、就労支援等を行うセンターの運営に要する経費です。

次、予防費の1番、ハンセン病事業費、まずは、ハンセン病に対する正しい理解の啓発に要する経費、あと、2番、75ページに参ります。ハンセン病療養所入所者家族生活援護費、これは、ハンセン病療養所入所者の親族の生活援護に要する経費です。

以上、健康づくり推進課合計41億9,000万円余をお願いしております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

以上です。

○今村薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。着座にて御説明させていただきます。

説明資料の76ページをお願いします。

主なものを御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

右の説明欄の1の保健医療推進対策費ですが、(1)の移植医療推進普及啓発事業は、熊本赤十字病院に所属する県臓器移植コーディネーターの設置及び各病院の院内コーディネーター養成に要する経費でございます。

(2)の移植医療推進支援事業は、移植医療拠点病院である熊本大学医学部附属病院における検査体制の整備等や移植医療に係る人材育成、啓発など、移植医療体制の基盤強化に要する経費に対して助成を行うものでございます。

次に、下段の生活衛生指導費でございます。

説明欄の1の生活衛生対策費ですが、県民の日常生活に関係の深い理容所、美容所、旅館などの生活衛生関係営業施設の許認可及び監視、指導等に要する経費でございます。

77ページをお願いします。

2の生活衛生営業指導費ですが、経営の健全化や振興を図るため、生活衛生営業指導センターが行う融資や経営相談などの事業に対して助成を行うものでございます。

次に、一番下の段の薬務費でございます。

説明欄の2の薬務行政費ですが、(1)の薬事許認可事業は、薬局等の開設、医薬品や医療機器等の製造、販売に関する許認可事務及び医薬品販売に係る登録販売者試験に要する経費でございます。

78ページをお願いします。

(3)の薬物乱用防止事業は、シンナー乱用や大麻の不正使用などの根絶に向けた各種の啓発活動や精神保健福祉センター等での相談事業に要する経費でございます。

(7)の在宅訪問薬局支援体制強化事業は、薬局、薬剤師による在宅医療を地域単位で推進するために、県薬剤師会が行う研修等に対しまして助成を行うものでございます。

79ページをお願いします。

3の献血制度普及費ですが、県民の皆様、特に若年層に対して献血への御協力をいただくため、さまざまなキャンペーン活動や啓発資料の作成等に要する経費でございます。

以上、薬務衛生課、総額で1億6,020万円をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から、資料に従い、説明をお願いします。

初めに、向井病院事業管理者。

○向井病院事業管理者 おはようございます。委員の皆様方には、この1年、病院局の運営に当たりまして、いろいろな面で御指導、御支援を賜りました。ありがとうございます。特に、淵上委員長、重村委員には監査委員として、当病院、御視察をいただき、実態

をごらんいただきまして、大変ありがたく、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、議案の概要等を御説明いたしますが、着座にて失礼を申し上げます。

本議会に提案しております病院局関係の議案の説明に先立ち、最近の県立こころの医療センターの状況について報告申し上げます。

まず、平成25年度の収支見込みについてでございますが、先議の御審議の折に説明いたしましたとおり、収支均衡は確保できる見込みとなっております。

平成26年度につきましては、引き続き、第2次中期経営計画に基づき、医師確保に努めながら、さらなる医業収益の確保を目指すとともに、施設の維持管理経費の節減等により、費用の削減に努め、引き続き安定した経営基盤を構築してまいりたいと考えております。

また、発達障害児者対策を含め思春期医療への取り組みを継続しながら、本年4月からは地域生活支援室を設置し、精神障害者の方々が安心して地域生活が送られるよう支援に取り組んでいくこととしており、県立病院としての使命、役割を果たしながら、県民の皆様が求める医療にも積極的に取り組んでまいります。

続きまして、病院局関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案いたしておりますのは、予算関係1議案、第60号議案平成26年度熊本県病院事業会計予算でございます。地方公営企業会計制度の見直しに伴い、改定後の地方公営企業会計基準を適用し、収益的収支で16億6,800万円余、資本的収支で2億3,400万円余、予算総額19億200万円余を計上しております。

詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 引き続き担当課長から説

明をお願いいたします。

○林田総務経営課長 病院局総務経営課でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

139ページをお願いいたします。

予算の説明の前に、会計基準の見直しについて御説明させていただきます。

地方公営企業につきましては、会計基準の見直しが行われており、平成26年度の予算、決算から適用されることとされております。

見直し項目は、2に記載のとおりであり、当初予算への影響について、次の140ページで御説明いたします。

左側の図が、損益計算書をあらわしたものでございます。

①から⑤まで番号を振っているのが変更点で、その説明を右に記載しております。

主な点を御説明いたします。

まず、③賞与引当金でございます。これは、賞与の対象期間が年度をまたがる場合、前年度に帰属する期間分を前年度に引き当てることとされたため、今回、翌年度、すなわち平成27年6月に支給される賞与について、本年度分の期間分、本年12月から27年3月までの分を引き当てるものでございます。

次に、④特別損失でございます。平成26年の6月に支給される賞与の支給対象期間のうち、平成25年度に帰属する分につきましては、前年度引当金として計上する必要がありましたが、適用が平成26年度からであることから、この引当金に見合う分を特別損失として処理するものでございます。

この措置は、平成26年度のみとなります。

この特別損失の結果として、平成26年度の収支は、⑤に記載のとおり、純損益で2,300万円余の赤字となっております。ただし、帳簿上の処理であり、執行が困難になることはございません。

ページを戻っていただき、136ページをお

願いいたします。

平成26年度当初予算総括表でございます。

管理運営に係る収益的収支と建物や設備の整備及び企業債の元金償還に係る資本的収支でございます。

収益的収支におきましては、収入で、第2次中期経営計画上の目標としている患者数をもとに医業収益を見込むとともに、7億7,200万円余の一般会計繰入金を含め、16億4,500万円余を計上しております。支出では、16億6,800万円余を計上しております。これには、先ほども説明いたしましたように、単年度限りの特別損失を含んでおり、2,300万円余の赤字となっております。収入を見据えながら支出の圧縮に努め、収益的収支の均衡に向けて取り組んでいくこととしております。

資本的収支では、引き続き一般会計からの繰り入れを行わず、収入をゼロとしております。支出では、2億3,400万円余を計上しております。不足する財源につきましては、内部留保資金を充当することとしております。

次に、137ページをお願いいたします。

支出の内訳でございます。

このページに記載しておりますのが収益的支出でございます。

1の医業費用につきましては、給与費、材料費等必要な額を見込み、2の医業外費用は企業債の利息等を、3の特別損失は、先ほど説明いたしました賞与引当金に見合う費用をそれぞれ計上いたしております。

138ページをお願いいたします。

資本的支出に係るものでございます。5の建設改良費、6の企業債償還金で、それぞれ必要な額を計上しております。

以上、病院局合計19億200万円余を計上しております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終

わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 これは病院局も健康福祉部も同じですが、予算がそれぞれ計上されていますけれども、今回は4月から消費税3%アップですが、これは、影響は財政担当の方はいらっしゃらないのでわからないかと思いますが、どなたかわかる方があれば、消費税のこれに関する上乘せがどれくらいあるか。

○古閑健康福祉政策課長 委託費等につきましては、3%上乘せした8%の消費税率で当初予算計上させていただいております。

○岩中伸司委員 委託費だけではないと思いますが、今のところ、委託費だけ。

○古閑健康福祉政策課長 ほかにいろいろ、いわゆる消費税分で8%増にというか、3%増に伴うものについて、必要な分については計上してあるというふうに理解しておりますが……。

○岩中伸司委員 私は、基本的に反対をしていたものですから、そういうちょっと聞き方をしたんですが、本来なら、これにやっぱり賃金も、それぞれ給与で——今御報告、冒頭、部長から説明いただきましたけれども、これも本来なら、労働力商品というのが賃金として払われるわけですから、本来ならば、3%アップしなきゃいかぬなというふうな気持ちも持つんですけれども、全体的にこの消費税で私はいろんな事業がこれから冷え込んでいくんじゃないかという心配をしていますので、それは私の意見として答弁は求めてもいないですけれども。

今、直接これにはなかったんですけれども、ちょっと質問をしたいと思います。

12月議会の委員会で私も質問していたんですが、子宮頸がんワクチンの問題について質問をしていました。いろいろ今回も、きのうの夜調べてみたら結構問題があるようなんです、この予算の中には全くこのことには触れていませんけれども、ずっと調べてみたら、前回、12月の議会のときには、県内でも幾つか副反応があるということで、事例が幾つか新聞記事から報告がありましたけれども、1月の20日に、これは、厚生労働省が、この問題について、この子宮頸がんのワクチンについて、副反応検討部会という有識者専門部会で方向が出されていますので、その内容が非常に私は問題だと思うんですけれども、この副反応については、注射の痛みとか、患者さんの不安が引き起こすということで、心身の反応が原因であるという結論づけがなされているので、私は、それではちょっと問題があるんじゃないかと思うので、この件については、ちょっと県の見解もお聞きしたいということで1点。

もう一つは、全国で6つの自治体が、それぞれこのワクチン接種をした後のアンケート調査をやっているんですけれども、これについて、この県内でも合志市がそのアンケート調査をやっています。対象者は、もちろんこのワクチンを受けた人で、約700人ということの対象で、回答が来たのは375人、うち、165人が副反応があったということで、そのうち5人は今でもその症状があるということで大変苦しんでいらっしゃるようなんですけれども、この県全体の動きで、アンケート調査等々の実施について考えられているのかどうか、この子宮頸がんワクチンの問題について、健康危機管理課長の、担当の課長、どのような動きになっているか、質問したいと思います。

○一健康危機管理課長 2点ですが、まず、1点目の子宮頸がん予防ワクチンに対する国

の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会というところで検討されております。1月20日のやつが報道等に出ておりますが、要点は、接種時の痛みが心身の反応を引き起こした可能性があるという見解で一致しましたと。その後、2月26日、同じ部会でまた検討されておまして、接種に当たり注意すべき事項を議論し、積極的な勧奨の再開の是非については次回以降改めて検討することとされていますというふうに、国のほうで検討が進められているということで御報告をさせていただきたいと思っております。

2点目の県内の市町村でアンケート調査がされていることについての御質問ですが、これにつきましては、厚生労働省から、市町村等に対して、定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱というものが出ております。ちょっと要点を簡潔に言いますと、予防接種の副反応等については、医師が直接厚生労働省へ報告する仕組みができております。医療機関から厚生労働省、厚生労働省から都道府県、そして市町村に報告。その報告内容は、厚生労働省の専門の機関で、副反応がどういふものなのかという検討を専門的にされているというふうに聞いております。

また、もう一方で、保護者等が市町村に御相談、医師じゃなくて市町村に御相談されたときは、市町村のほうから、1つは、県を通して国に報告するというルートがあります。もう一つは、市町村のほうから、当該医療機関のほうに、副反応について報告をされますかどうかという促しをするといったシステムができております。

こういったシステムが国としてできておりますので、県としては、こういった副反応があったということであれば、これらの仕組みを活用しまして、国の専門機関のほうで御検討、御判断、調査されたほうがいいんじゃないかと、よろしいんじゃないかと私は思っております。

以上でございます。

○岩中伸司委員 1点目の関係で、国が、直接の原因というか、ここを方向づけしたことについて、私が心配したのは、昨年4月ぐらいからこの検診については自制をしていくという、そういう国としても積極的に受けなさいということにはしないという方向が出されていましてね。その方向はまだ今でも生きていますかね、そうすると。

○一健康危機管理課長 現段階では、いわゆる積極的な勧奨、いわゆる当該人に郵便通知等を出すというやつですけれども、それは、現段階ではまだ、昨年の6月出された以降、その制度は生きていますが、一方で、先ほど言いましたように、国の専門の検討部会で検討がされているということでございます。

○岩中伸司委員 今のところは、まだ積極的にこのワクチン接種をしなさいということにはなっていないという理解でいいですね。

○一健康危機管理課長 現段階においては、そうなっております。

○岩中伸司委員 先ほど、26日に専門部会が開かれたというその前日に国際シンポジウムが開催をされているんですね。この中で、世界各国から集まって、この子宮頸がんワクチンの問題について、それぞれ大学の先生あたりが主張されているんですけれども、それを見れば、1月20日に出した厚労省の方針は非常に問題があるというふうなことで指摘をされているんですね。子宮頸がんを引き起こすウイルスのDNAがアルミニウムに吸着し、人体に激しい自己免疫疾患を引き起こすとの見解を出したとか、それに似通ったようなことがいっぱい出されていますけれども、そういうこともありますので、この子宮頸がんワ



クチンの接種については、やっぱり慎重にやっていたかなければいけないというふうに私は思うんですね。これで苦しんでいる方はたくさんいらっしゃると思います。

この子宮頸がん、まあ、この予防というのは、清潔にすることとかいろんなことで、ワクチン接種によらない、検診をきちんとするとか、こういうことで解決をしようという動きがあるわけですので、本当にそういう副反応を起こさないようなやり方を県としてもやっぱり模索をしていくべきじゃないか。

ただ、厚生労働省が方針を出して、今おっしゃったように、それぞれ医療機関やそれから保護者、そういう形からの報告を受けて、最終的には厚労省が統計をとっているというふうに思うんですけども、県内の事情も、ぜひわかれば明らかにしていただきたいし、今後、市町村の動き、厚労省にもそれは確認して、熊本県内のその副反応がふえていると思いますので、前回聞いたときよりもですね。そのことについては、何かちょっとわかれば、前回から変わったことがあれば答弁お願いしたいですがね。

○一健康危機管理課長 現在、私どもが厚生労働省から通知をいただいている副反応報告については7件であります。既に回復された方も含まれた、——報告時点での医師の御判断で報告されているというものでございます。それだけが事実であります。

○小杉直委員 なら、私は説明資料に基づいて質問しますな。3点。

最初は、21ページ、高齢者支援課長、老人福祉施設整備費の中で、新しく看取り空間整備支援事業というのが出ておるわけですが、約800万。これはもう新聞等でも報道されておりまして、全国に先駆けてこういうふうなことを熊本県がやるわけですが、これに対する関係者の反応はいかなげなもんかというこ

と、1点。

次の質問、49ページ、子ども家庭福祉課長、49ページの(5)里親推進事業、これはもう以前からずっとありますが、前年比との予算の比較はいかがですか、約700万ですが。これが2つ目の質問。

3点目、63ページ、医療政策課長、(9)へり救急医療搬送体制推進事業、約2億強ですが、この2億強というのは毎年出しているのかといかぬ金額なのかどうか。

この3点についてお尋ねします。

○中島高齢者支援課長 看取り空間整備支援事業につきましては、小杉委員言っていましたように、報道のほうが先に出た関係もございまして、幾つかの事業所から話がうちのほうに参っております。

さらに、2月17日に、特別養護老人ホームの団体でございます老人福祉施設協議会というのがございますけれども、その中でも会長のほうが新聞報道ベースでお話されたということもございまして、具体的に今大体4件ぐらい、うちにぜひお願いしたいというような話が参っております。ただ、もちろん予算審議前でもございますし、我々としましても、補助金の交付要綱等はまだ最終的に決めておりません。そういう状況でございますので、その辺につきましては、まだ3月末、4月になってから補助金の仕組みにつきましては正式には決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○藤本子ども家庭福祉課長 2点目の里親のことについて御説明します。子ども家庭福祉課です。

昨年度に比べまして180万円ほど予算をふやしております。本県におきましては、その里親の委託率というのが、全国では約13%ぐらいなんですけれども、本県の場合、約9%

ということで、国のほうも里親の委託を拡大していくという方向を出しておりますので、本県におきましても、それに沿って、今後里親をふやしていきたいと思っております。

ふやした中身につきましては、里親さん、潜在的にどういう方が希望されているかというのはなかなかわかりませんので、地道に取り組みを進めるしかないと思っております。

ふやした中身の一つは、市町村を小まめに回しまして、市町村単位での説明会ですとかそういったものを促すとか、あるいは、里親さんの中にはやはり福祉関係の前歴がある方なども多いので、そういった施設をめぐって直接説明会を開くとか、地道に汗をかくということで予算を組み立てております。

以上です。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

へり救急医療搬送体制推進事業についてでございますが、来年度予算として2億1,500万円余を計上させていただいておりますけれども、このうち2億1,100万円余がドクターヘリの運営費補助という額になりまして、これについては、毎年度、今後も負担していく額となっております。

なお、このうち2分の1は、国庫補助を予定しております。

○小杉直委員 なら、高齢者支援課長と子ども家庭福祉課長にお尋ねですが、現在では4件で、今後ふえるかどうか見通しがまだ十分立っていないということですが、最初これを真剣に取り上げるときの見通しとしては、この4件、あるいは今後については予想はどうですか。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

一応800万の予算をお願いしております

が、予算積算上は、いわゆる既存施設の改修につきまして4件で、1件100万ということで400万、それから新築、またはいわゆる既存施設を取り壊して新しくつくるという改築の場合につきまして、200万の2件、合計400万、合わせて800万で予算計上しているところでございます。

新築、改築につきましては、今後、平成26年度以降5年間の実は改築意向というの、この事業のためではございませんけれども、意向調査をしております。その中で、5年間で20件20施設について改築意向をお持ちという実態がございました。そういうことで、これを5年間でもし仮にやりますと、平均で4件ということになりまして、そのうちの半数程度がそういう意向がおりじゃないかという推計をしまして、改築、新築につきましては、2件という積算をしたところでございます。

改修につきましては、逆に県内、県の所管する特養につきまして、今の改築意向がなかったところにつきましては必然的に改修になりますので、大体改修対象が64件程度出てくるということで、改築意向が3分の1程度じゃないかということで4件という推計をしております。恐らく、具体的に要綱等出しましたら、またそういう希望も出てくるんじゃないかと思っております。

○小杉直委員 人生の最期の尊厳ある、亡くなっていくときのみとりですけん、非常に中身は重要な課題じゃあつとですもん。今お話を聞くと、ならば、大体県で見通し立てとった範疇ということだろうと思えます。

ならば、里親制度について、熊本とよその県を比較すつとも地域性のあるけんですね、それで比較はできぬわけですが、全国的に熊本での里親制度の推進状況はいかがですか、全国的の中で。

○藤本子ども家庭福祉課長 全国的にはやっぱり余り高くない状況です。先ほど申しましたように、全国平均で大体13、高い県は27と。例えば隣の大分県は27%とか、福岡県25%とか、そういったところが非常に先進な県と言われております。国のほうでは、長期的な目標ですけれども、全国的に委託率を3割まで上げたいというふうな方向性を出していますので、本県としても、長期的にそういった方向になるように取り組みを進めないといけないというふうに思っております。

○小杉直委員 私もちらっと聞いたですばってん、熊本は案外イメージ的ではもっと割合が高いイメージがありますけれども、低いなという話聞いたことがあるわけですが、だけん、ああが言いなはったごて、いろんな地道な活動でこの制度が推進できるごてお願いしときますな。

以上です。

○甲斐正法委員 今の小杉委員の質問に関連してですけれども、21ページの、今の老人福祉施設整備費の(2)のほうですけれども、老朽改築というのは以前からあったんですが、この新規事業での老朽化ということで2,400万しか組んでないんですけれども、その改修費であれば、もうちょっと大きな額になるのではないかなという感じがしますので、その老朽化という言葉の具体的な基準といいますか、何年たったら老朽化になるのかということと、もう1つ、福祉施設が耐震化というのがおこなわれていますけれども、その老朽化と耐震化というのは、その概念に全く含まれるのか含まれないのかということをお教えいただければと思います。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

(2)のこの老人福祉施設整備等事業、新規となっておりますが、昨年度といたしますか、平成25年度にたまたま予算事業がございましたので、新規事業扱いしておりますが、それ以前は、継続してこの整備事業がございました。

老朽化といたしますか、老朽化の定義というのは、済みません、ありませんけれども、いわゆる多床室等の特養、昭和56年以前の耐震化前の特養等がございます。そういう中で、この2,400万という数字のほうをまず御説明しますと、26年度、手を挙げられたところが1件だけございまして、いわゆる多床室の特養の一部、10床につきまして改築するというので、既存施設の隣に10床分の増築をするというふうな形での老朽化対策ということで、10床、1床240万ということで2,400万、このときは、もともと65床ありまして、ユニット化で20既にお持ちなんですけれども、多床室がまだ45あるということで、45のうちの10につきまして、今回この整備事業を使うというものでございます。

以上でございます。

○甲斐正法委員 やっぱり25年、一旦なくなったということで、特老のできた時代というのは、今言われたように、56年を境に、もうちょっと前のほうが結構多かったのではないかなということを感じていますが、だから、全体に老朽改築に対しての県の補助金があるんだということが公表されていないというか、広報されていないのかもしれないということでは、これは1件ですよ。あと、どのくらいの数が予想されますか。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今後5年間の改築意向調査というのをやっております。その中では、平成26年度から

平成30年度までの間に、20件の改築意向が出てきております。

いわゆるこれ、一般財源使っている関係もございまして、できれば特定の年度に偏らないということも我々も考えておりましたが、そういう意味では、ちょっと5年間の意向調査をとらせていただいて、場合によっては調整させていただくということも考えておりますが、今のところ、意向調査では出てくるものの、実際の予算時期、前年度の夏ぐらいに最終的に説明会とかやっておりますが、その際は、説明会までは来られるんですが、その後、手が挙がらないという状況もございまして、その辺での老朽化対策は、ある意味では、ここ数年は進んでない。ただ、過去を見ますと一気に進んだ時期もございまして、なかなか一概に、いつまでにどのくらいということが言えない状況かなと思っております。

○甲斐正法委員 ありがとうございます。

○平野みどり委員 先ほどの里親のお話でもう少し聞きたいんですけども、里親ですが、これ、コーディネーターを配置してますよね。今何人ですか、マッチングさせるための。

○藤本子ども家庭福祉課長 コーディネーターという御質問ですが、県の児童相談所に、八代と中央に1人ずつ、いわゆる里親をマッチングさせる職員を置いております。

それとは別に、各児童養護施設に、あと、乳児院に、7施設に専門の相談員を配置しまして、それぞれ地区割を決めておまして、その中で、いろんな里親の掘り起こしとかそんな業務に当たってもらっております。

○平野みどり委員 ということは、施設は、本来、今までは自分のところの施設に子供が

いて、そこの子供への対応だったんですけども、その施設の子供をできるだけ家庭環境の中で育ていくように里親を探して、その子供たちをできるだけ家庭のほうに移していくというようなことなんですね。そのための担当を各施設に置いているということなんですか。

○藤本子ども家庭福祉課長 平野委員がおっしゃるような業務、それと、先ほど言いましたように、そもそもの数も、里親さんの数もふやしていきたいと思っております。数がふえないと委託数も伸びませんので、その数をふやすという仕事とそれからマッチングさせるという仕事のお手伝いと、それともう一つは、今ある里親さんのケアという任務も必要ですので、なかなかその里親というのは、施設に比べてちょっと閉鎖的なところもありますので、なかなか悩みも多いということも伺っておりますので、そういったケアも含めて3点ですね、掘り起こしとマッチングとケアと、それが主な業務ということになります。

○平野みどり委員 おっしゃるとおりで、本当に孤立していかないように、里親の協議会みたいなものがあるとは聞いているので、そこら辺できちんとフォローしていけるようにしていただきたいということと、まだまだ里親を広げていくには、人員的にも不十分だなという気がしますので、今後もっと検討していただきたいなというふうに思います。

子供関係で、子ども未来課のほうにちょっと質問させていただきたいんですけども、まず、42ページの母子保健対策のところ、思春期からの性と生を育む事業とありますね、これ、最近のニュースでも、もう児童虐待の被害者のすさまじい実態があつて、それでもう大人のいろんないかがわしい、いろんな動画に子供が出てくるとかいろいろありま

すけれども、そういう被害に遭わないための対策というのは、またちょっとこことは違うのかもしれませんが、望まない妊娠、ほかにもいろいろ出てきますよね、いろんな性教育に関してはあるんですけれども、望まない妊娠を防ぐために、この思春期からというのが、捉え方というのが、現状は大体幾つぐらいからというふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

思春期というのが、大体中高生を中心に捉えていますけれども、現実問題として、15歳未満で妊娠する子もいますし、19歳になっても、思いがけないというか、望まない妊娠をしている子もおりますので、中高生を中心に10代というふうな考え方でおります。

○平野みどり委員 以前は、高校生に、出前講座でいろいろ産婦人科の先生たちが行かれて、それでもまだ遅いんじゃないかと、中学ぐらいからというふうに思って何度か質問したりしたことあったんですけれども、もうやっぱり小学校高学年、どういう伝え方をするか難しいですけれども、実際いろんな情報がそういう子供たちにも回っているということを考えてときに、小学校高学年ぐらいからのきちんとした、望まない妊娠も含めて、被害に遭わないための支援というかな、それが重要だと思いますので、いろんな場面で御検討いただけたらと思います。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

委員御指摘のとおり、中学生、いろいろ問題があると思いますので、本会議で大西議員からの御質問にお答えもしましたけれども、教育委員会と連携しながら、何とか学校にも協力いただきながらやっていきたいと思って

おります。

○平野みどり委員 それで、また、DV対策のところですね、これは44ページですかね、今回本会議でも質問が出て答えられましたけれども、県警本部長も、県警察職員の体制づくりの中で、DV防止、DVの被害者への支援というふうなことをしっかりやっていくということでしたけれども、健康福祉部サイドとしての県警との連携はどのような形になっていくのでしょうか。

○藤本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

県警との連携という意味では、まず、本庁レベルでは、年に数回、3回ですかね、県警との合同の会議を設けていまして、DVについての意見交換、情報交換しています。それと、女性相談センター、DVを扱うところですけれども、福祉総合相談所内にありますけれども、その職員に県警から来てもらっています。そういうことで連携してやっております。

○平野みどり委員 職員が必要に応じては、それぞれ行き来できるような形も含めて連携していただきたいと思っています。

ちょっとまた逆戻りなんですけれども、子ども未来課に質問します。

43ページのリトルエンジェル支援事業、極低出生体重児のことなんですけれども、これ、こういう子供たち、NICUに入りますよね、NICUから在宅に戻っていく、そこら辺の中間的な支援というのはどんなふうな形になっているのでしょうか。

○中園子ども未来課長 子ども未来課です。

NICUの入院児の在宅移行支援事業というのは、22年ぐらいから始めておりまして、当初県庁に移行支援のコーディネーターを置

いてやっておりましたけれども、昨年度から今年度にかけて2年間、総合周産期医療センターといいまして、熊大病院と市民病院に県から委託する形でコーディネーターを置いて在宅移行を進めておりました。その成果があって在宅移行が大分進んでおまして、ちょっと具体的な数字を申し上げますと、熊本市市民病院で24年度で11件、熊本大学病院で8件、合計19件の在宅移行が進んでおります。それも、入院期間が短くなっておまして、前、1年以上というのも結構多かったんですけども、3カ月とか、6カ月未満とかが多くなっております。それで、26年度につきましては、それをさらにステップアップしまして、県の委託ではなくて、病院に独自に配置していただくように人材を確保していただいで進めたいと思っております。

○平野みどり委員 福岡と違って熊本は子供病院みたいなものがないじゃないですか。総合病院の中の子供担当の部門が取り組んでおられるわけですけども、確かに、件数がふえていくということはいいことですし、NICUを利用しなきゃいけない子供たちがどんどん来る中で、NICUが動いていくということはいいことであると思うんですけども、くれぐれも無理な形で在宅に行くような形にはならないようにということと、病院の中でNICUを出て、さらに在宅に戻るまでの院内での十分な準備とかケアというのも要ると思うんですね、コーディネーターさんがいればそれで終わりという形ではないと思うので、そこら辺もちょっと今後考えていただきたいということと、先ほどのあれではないですけども、病院を出て在宅、里親の件もそうですけれども、NICUも、在宅に戻ってからのケアというか、訪問看護ステーションがいろいろ支援に当たるとは思いますけれども、NICUとのつながりも、ふつつと切れないようにぜひ支援もよろしくお願いま

す。

まだいろいろあるんですけども、とりあえず、ほかの方に。

○瀧上陽一委員長 済みません、質疑の途中ですけども、この際、昼食をとらせていただければというふうに思っております。

午後1時5分まで休憩をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

午後0時3分休憩

午後1時3分開議

○瀧上陽一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 1つは、32ページのホームレス、ここで、ホームレス対策で4,691万ですか、これは支援に対する経費で、住まい対策分とかで、現状で、このホームレスはどれくらい、人数なんかも具体的にはどんな形なのかということをちょっと。

○青木社会福祉課長 社会福祉課でございます。

今のホームレスの現状についてのお尋ねでございました。

現状だけ御説明いたしますと、定期的に、例えば年末年始とか、全国一斉調査というのがありまして、厚生労働省が呼びかけてやるんですけども、そこで、例えば、駅とか、河川の橋の下とか、目視調査をやるんですが、最新の今年度の数字が、熊本市を含めて、郡部も含めて全県で40人という数字でした。この数字が統計上全国集計されていくんですけども、実態として、これが本当に40人が正確に実態を反映しているかどうかというのは、そこはちょっと難しいところがあると思います。

例えば、これは熊本市を除いた生活保護申

請の話ですけれども、ホームレスの状態に陥って生活保護申請をされる方が100人を超える数ありますので、現状としては、そちらの数字のほうが近いのではないかというふうに理解しております。

○岩中伸司委員 そうすると、現状は、目視では40名だけども、実際生活保護というふうな形が、それが正確だろうと思うんですけども、大体県内で100人ぐらいということですね。すると、これを事業でホームレスの自立支援とかそういうことの支援をされている、そういう成果というか、就労をして、自立をしていくというような、そういう形のこれまでの成果はどういう形になっていますか。

○青木社会福祉課長 社会福祉課でございます。

先ほどの現状のところでは1点補足いたしますと、その40人というのは、特定の日に目視した数字ということもありまして、少し少ないのではないかとございまして。

そして、ホームレス事業の成果ということでございまして、まず、今年度は、いろいろ事情ございまして、6月から事業を始めて1月末までの間で、相談を受けた方が51人、いわゆるシェルター、一時保護所といいますか、シェルターを利用した方が30人、うち、シェルター利用のうち、21人の方が既に退所をしておられるというところでございます。

成果としましては、もちろん、ホームレス対策事業の委託を受けた、グリーンコープというところが受けているんですけども、そこが専門員を持っておりまして、いろんな就職先を探してあっせんをすとか、もちろんハローワークと連携し、福祉事務所と連携してあっせんすとかいうことはあって、頑張っているんですけども、そのシェルター利

用30人のうち、退所者が21人で、うち、生活保護受給者が9人、救護施設に行った方が2人、その他アパートを借りて過ごされているというようなどころでございます。

生活保護を受けていらっしゃる方も、丸々生活保護ではなくて、例えばアルバイト等をしながら働くというようなことも実態としてはございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 この金額は、具体的には住まい対策分ということで、どういう形で使われますか。

○青木社会福祉課長 社会福祉課でございます。

これは、財源が緊急雇用創出基金の住まい対策分というものを使う事業という財源の説明なんですけれども、実際の事業は、所長を含めて相談員を最低6人置いて巡回相談を行ったり、もちろん日ごろからの相談を受けたり、自立支援の指導をしたりということで、人件費が大半でございまして、その他活動費とかいう事務費系統は計上しているというものでございます。

○岩中伸司委員 何か具体的に使い方というのは、今おっしゃったように人件費、こういうことを手助けしていくソフトというかな、そういう人件費が主ということで、それは理解できました。

この県内でも100人近くのホームレスがいるということは、そのものがちょっと異常だなというのは、この時代というふうなことがありますけれども、ぜひこれは積極的にそういうのをなくしていくようお願いしておきます。

○青木社会福祉課長 わかりました。

○平野みどり委員 今の生活保護の問題ですけれども、この目視での調査ですとか、保護申請をされた100人とかというこの数字の中の、やはり多くは熊本市というふうを考えていいんでしょうか。

○青木社会福祉課長 熊本市が多いというふうに理解しております。

○平野みどり委員 7～8割というふうな感じでしょうか。

○青木社会福祉課長 主にその程度でございます。

○平野みどり委員 なるほどですね。

そうしますと、この所長1人の6人相談員という形でのグリーンコープがやっていらっしゃるこの支援団体ですけれども、主に、この分室があるわけじゃないですから、熊本市にあるわけですね。そうしたら、物理的に熊本市への支援ということで、郡部でのホームレス状態の方たちは、熊本市に来ていただいてという形での支援になるんでしょうか。

○青木社会福祉課長 社会福祉課でございます。

2点、説明をさせていただきます。

まず、郡部の退所者の支援ということですが、もちろん事務所は熊本市内にありまして、福祉事務所等からの連絡を受けて、そこで支援員が迎えに行き、シェルターに入所していただくとか、相談を受けるとかいうことを行っているということが1点でございます。

もう一点は、熊本市と一緒に事業をやるといいですか、熊本市も同じグリーンコープに事業委託をやっております、もちろん補助金等は案分するんですけれども、事務室は同じところに置いてあります。同じグリーンコ

ープが相談員を所要の数確保して、熊本市とその他の地域と一体的に運用活動ができるようにしているということでございます。

○平野みどり委員 以前、そこの近くに、東門の近くに事務所があって、それで新町のほうに移ろうとされて、なかなか住民の皆さんの理解が得られなくて、つくれませんでしたね。その後の経過はどんなふうになっていきますか。

○青木社会福祉課長 現時点では、今年度は6月から事業を再開しましたけれども、現段階では、そのような動きがあるとは聞いておりません。

○平野みどり委員 そのような動きとは、要するに、事務所がどっかに構えられたということと理解していいんですか。

○青木社会福祉課長 事務所が構えられて、もちろん地元の自治会長さんとかに説明はしてあるんですけれども、地元から特に強い反発があるとか、そういうことは聞いていないという趣旨でございます。

○平野みどり委員 わかりました。

○瀧上陽一委員長 ほかにありませんか。

○小杉直委員 なら、向井局長に1点、県立こころの医療センターですたいね、もう昔は精神科病院としてのあり方だけだったですけども、近年は、読んで字のごとく、こころの医療センターとしての多岐にわたる発展というか、それ、高く評価をしたいと思っておりますが、おたくの説明要旨の中に、4月から地域生活支援室を設置するというふうに説明されましたけれども、これは、ここに大体説明してありますが、この狙いといいいますか、



あるいは新しく地域生活支援室をされる体制というものは大丈夫かなというふうな点で、狙いとか、体制について説明してもらいましょうか。

○向井病院事業管理者 実は、後ほど報告事項の中で課長のほうから御報告させていただきますが、報告資料の冊子が手元におありかと思えます。16ページに実は設置についての目的ですとか、組織とか、掲載させていただいていますけれども、医療そのものが、国の方針でも、あるいは県の狙いとしても、入院から地域で過ごしていただきながら医療を受けていただくという方向性が出されておまして、いろいろな要因あるかと思いますが、精神科も同様な動きでございまして、やはりそこには、しっかりとした地域で生活が営まれるような体制が整わなければならない、なかなか病院経営の面からは厳しい面もあるかと思いますが、やはりそこは、県立病院として先導的にそこは取り組んでいかなければならないだろうという意味でこういった部屋を設けて、これまでも、訪問看護といった面で、基本は看護師を中心として行っていたんですが、今後は、医師も、兼務ではございますけれども、医師、あるいは精神保健福祉士ですとか、もちろん看護師も含めて、トータル的にそこをカバーしていこうというふうなことで取り組みたいということでございます。

特徴的には、委員長の御質問にお答えしましたんですが、なかなか当事者、経験された方がいろいろ相談に乗ることによって、やはりどうしたら立ち直っていくかとか、あるいはよくなったときの姿を描けるとか、そういった効果も期待できますので、ピアサポーターという当事者視点での方も囑託で入れまして、体制を整えさせていただきたい。部屋はもうちょっとしたところを病院内で作りましてやっていきたいと思っております。4月

から実質設置して、人もそこに配置することになりますので、すぐには県民の皆さん方からの御要望、直ちに全般的にお応えはできないかもしれませんが、徐々にそこは高めて、勉強もしてお応えしたいというふうに考えております。

○小杉直委員 やっぱり発達障害児、あるいは発達障害者、あるいは心の病を持っている人たちのいろんな事件とか、不祥事とか、いろんな社会的問題が全国的に問題になっとうですたいね。そういうときに、やっぱりこういうふうなことを積極的に体制を、窮屈な中でも設置しながら積極的に取り組んでいくということは大変今後とも重要だと思いますので、しっかり今後とも頑張ってくださいようお願いいたしますね。

○向井病院事業管理者 ありがとうございます。

○小杉直委員 もう1つ、薬務衛生課、今村課長、78ページ、(3)に薬物乱用防止事業というふうな予算にしておりますね。以前は、シンナーぼけによるいろんな問題、それからシャブ中毒、覚醒剤のことをシャブ中毒と言いますが、こういう凶悪事件等の発生があって、最近は大分少のうなりましたもんね。私も、ライオンズクラブの活動として、1年に1遍は中学校に行って、薬物乱用防止のチラシをずっと生徒たちに配っておりますが、そういうふうな近年のシンナーによる、あるいは覚醒剤等による大きな事案というのが少のうなっておりますが、その効果というのはどういうふうに大体考えられますかな。

○今村薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

当課では、薬物乱用防止事業といたしまして、麻薬、覚醒剤のほうに移行する入り口の

薬物、つまりシンナーあたりから青少年を守っていくというようなことを主に事業展開しております。

したがいまして、小学校、中学校、高校での薬物乱用防止教室の100%開催というのを目標として、そういった若い人たちに、18歳未満の青少年に理解を深めていくという活動をやっております。その目標である100%は達成いたしております。

ちなみに、九州の中でしか資料持ちませんが、100%達成は本県のみでございます。

○小杉直委員 やっぱり今お話では、中学校、高校にそのような啓発活動して、九州では熊本県が1位というふうなことで、やっぱりその効果があつとるんでしょね、近年は。

○今村薬務衛生課長 平成21年でシンナー乱用少年の検挙・補導者数が63人でございましたが、25年になりますと、7人ということで聞いております。

○小杉直委員 では、引き続き今後とも頑張ってくださいと言いたいところですが、今回御勇退なさいますので、後任の方にしっかり引き継いでいただいて、今の実績を継承していただくようお願いいたします。

○今村薬務衛生課長 ありがとうございます。

○重村栄委員 2点、ちょっと質問します。

1つ目は、子ども未来課、中園課長、放課後児童クラブ施設整備事業5,500万ほど予算組んでありますが、今の県下のクラブの設置状況、どんなふうなのか、それと、今回の事業費予算でどのくらい新たな設置が進むのか、それと、設置されていないところはなぜなのか、何か問題点があるのかどうか、その

辺、わかれば、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

放課後児童クラブの現在の数でございますけれども、前回、重村委員の御質問に対して、私、熊本市も含めて333カ所と申し上げたかと思いますが、実はこれは補助金を出している箇所数でございます。別途、毎年5月1日現在で厚労省が補助金の有無に関係なく統計をとっているのがございました。今回は、そちらの数を申し上げたいと思います。それでいきますと、熊本市以外が254カ所、熊本市が118カ所で合計372カ所でございます。

未設置のところは、南小国町、産山村、水上村、球磨村でございます。御案内のとおり、対象児童数が少ないということもあります。あと、3世帯同居も多くて、誰か見てくれる人がいるということもございます。

それから、ことしの予算でどれくらいふえるかということですが、市町村の要望をとりましたところ5カ所から要望がありまして、これがたまたま予定しておりました予算の範囲だったものですから、全部要望に応えられる予定でございます。

○重村栄委員 未設置のところは、家庭環境的に差し当たって必要ないというところが未設置ということですね。——はい、わかりました。

もう1つ、いいですか。

医療政策課、三角課長、お願いします。

63ページに、(7)として、医療施設耐震化整備事業が出ておりますが、ちょっと私が知り合いの病院で、去年かな、去年の事業で耐震化計画をされておりまして、当初耐震化計画をしたときよりも建築費が非常にかさばってきたと。また、それにプラス、型枠屋さん

とか、人がいないということで、なかなか最初の思惑どおりの期間にできない状況が出てきたと。当初の計画で出した予算をつけていただいているんですが、その予算じゃ到底おさまらぬごと材料費がかかって困っておりますと、期間的にも非常に厳しいというお話があっているんですけども、今回、この予算の中でどのくらいされるかわかりませんが、その辺の材料費のアップとか、人手不足による工期の問題、こういったものはどんなふうにも考慮されているのかなと、ちょっと気になるんですけども。

○三角医療政策課長 耐震化につきましては、補助基準単価がございますので、一応その範囲内という形で対応させていただくという形になるかと思います。ちょっと詳細についてはまた御相談いただければと思いますが、補助基準単価いっぱいいっぱいですと、もうそれ以上ということには基本的にはならない、限度額という形になるかと思います。

それから、工期に関しましては、ここは御相談いただければ延長できる部分はあるかと思えます。

○重村栄委員 何か相談はしたけれども、かなり厳しいお答えでしたというのをちょっとちらっと聞いているので、確認はしますけれども。それと、最初設計をして出しているじゃないですか。そうすると、途中で設計変更するということはなかなか厳しいみたいで、そうすると予算の範囲におさまらぬわけですよ、現実問題として。そういうのはどういふふうに対応されるんですか、そういうときは。

○三角医療政策課長 基本的には、設計、申請いただいた額というのがベースになりますので、その後の増額要因というのは、御自身、申請者側の都合という形になる部分があ

るかと思えますので、そこら辺の状況は、補助要綱との関連になってくるかと思えます。

それからもう1つ、認められなかったというのが、もしかしたら、ちょっとわかりませんが、去年の場合ですと、どのあれを使っているかということにもよりますが、緊急経済対策等ですと、年度内着工というのが条件になっておりましたので、単純な延期ということが難しかったというようなこともありますので、そこら辺は個別にちょっと確認をさせていただきます。

○重村栄委員 私も個別に確認しときます。いいです。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○平野みどり委員 2点、お願いします。

障がい者支援課です。

まず、54ページの(3)の市町村地域生活支援事業ですけれども、相談支援事業に係ることですが、計画相談は受けるけれども、一般相談は受けられないみたいな相談支援事業所、結構あって、非常に本来のこの法の趣旨にちょっとそぐわないんじゃないかということ、また、相談支援事業所が特定の施設の相談支援事業所、その特定というか、バックアップ、もともとの施設から職員を出して、そちらの人員費で相談支援事業に係る支援員の人員費も見ているというそういった事情はあるとは思いますが、本来は、障害を持っている当事者の方にマッチするいろんなサービスを、法人の枠を超えて組み立てていくべきなのに、そうはなっていないと、困り込んでしまっている、自分のところの法人のサービスを全部くっつけてしまっている、当事者の方に寄り添った支援になっていないんじゃないかという、一部ですけれども、そういう御指摘もあるんですけども、現状は

どんななって、どう把握されているか、お聞きします。

○松永障がい者支援課長 障がい者支援課です。

今の平野先生がおっしゃいました一般相談を受け付けていないとか、自分の法人の事業に囲い込んでいるというお話につきましては、具体的に県のほうにそういう苦情等が来たことは、この1年間、私は聞いたことはありません。

○平野みどり委員 当事者の方というより、むしろ同じ同業者の方たちのほうから、やっぱりそういう実態もあるんだという話を聞きます。そこをどういうふうにかちんと担当課として把握していかれるかというのは、そちらの問題でもあると思うんですけども——ま、そういうことです。

○松永障がい者支援課長 障がい者支援課です。

そういうもし事例がございましたら、御連絡いただきますと、こちらのほうから事業所のほうには指導していきたいと思っております。

○平野みどり委員 相談支援事業所の方々が集まられるとか、相談支援員の方々の研修とか、そういう場があると思うんですね、一個人の方ではどうしようもない部分、法人のいろんな意向とかもあって難しい部分もあるのかもしれないけれども、本来、法の趣旨というか、障害者の支援という意味からは、きちんと平等にというか、障害当事者の方の利益にきちんと結びつくような形で運営していただくように、ぜひいろんな場を使って御指導いただきたいと思っております。

もう1点、障害のある人もない人も条例のことですけれども、調整委員会まで上がっ

ているケースというのは、今の段階で条例施行後あるのでしょうか。

○松永障がい者支援課長 平成24年度には2件ございました。平成25年度、今年度においては、今のところあっておりません。

○平野みどり委員 平成24年度の2件に関しては、調整委員会にかかって、その後の結果というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○松永障がい者支援課長 一応中に入って調整いたしましたして、完全には御本人さんたちも御納得はなさっていないところもありますけれども、一応調整は終了という形をとらせていただいております。

○平野みどり委員 なかなか100%双方が満足いく結果に調整委員会にかかったからってなるわけではないと思うんですけども、最後まで——当事者の方もいろんな思いを持ってこの条例に期待をしているところもありますので、調整委員会に上がって、一応そこで議論して終わりということではなくて、解決の方向に結びつくように、その後も御努力いただきたいなというふうに思います。

それと——ちょっとこれ、個別なのでいいです。後でやりますので。

以上です。

○岩中伸司委員 35ページ、青木課長にばかり聞いてちょっと申しわけないです。

生活保護扶助費が5億6,000万円増額になっていますが、これは、どういうことを想定されていますかね。

○青木社会福祉課長 社会福祉課でございます。

この生活保護費、いわゆる生活保護扶助費

の伸びにつきましては、12月議会で補正予算、まず今年度、25年度分について組ませていただいた経緯があります。生活保護については、そのとき御説明したことは、高齢化が著しく進んでいるということが背景にあって生活保護費が伸びている、あるいは生活保護を受ける方々が伸びているということでございました。

24年度の当初予算額はこの前年度額で入っているんですけども、2月補正で2億数千万の補正をさせていただきまして、それで、その比較でいうと、ここ、比較では5億7,000万ほどふえておりますが、実際の増は2億数千万か3億ぐらいということでございます。

繰り返しになりますけれども、高齢化が著しく、特に生活保護世帯、高齢化が著しいんですけれども、それに医療扶助費等が伸びているというのが大きな原因でございます。

○岩中伸司委員 高齢化が進んでというのは、ある意味では、年金生活になっていくんですが、国民年金では非常に厳しいということなんですが、そういうところですかね、国民年金……。

○青木社会福祉課長 社会福祉課でございます。

これも、実際のケース記録等を見ますと、実地監査のときに福祉事務所に行ったとき等にケース記録等を見ますと、それまで農業なり何なりして働いていた高齢者の方々が働けなくなって、それで年金だけでは、低年金、無年金等の問題もありまして、それで生活保護に陥るというケースも多々見ております。そういうのが背景にあるのかなというふうには考えております。

○岩中伸司委員 だんだんそういう形で生活保護がふえていくというのは非常に寂しいこ

とですけれども、国民年金そのものが、スタートの時点からいけば、ずっと事業継続できるか、自分の子供がそれを継いでいけるかというふうな、そういう想定の中で国民年金というのはスタートしたと思うんですけども、それがやっぱり今崩れてしまっているんで、一代で国民年金で、あとは誰も援助する者がおらぬという形で生活保護になっていくという、これは制度上の問題もかなりあるというふうにするんですけども、何かどうにかできぬかなといつも思いながら、どうもできぬなど。世の中変えん限りだめやなというふうな思いがしていますけれども——はい、わかりました。

それと、申しわけありません。

40ページ、子ども未来課の保育士等の処遇改善、これは、これまでも個別にずっと賃金の増額とか取り組まれてきたんですけども、今回、これはもう少し具体的に、民間保育所に——市町村に助成するということですが、5億7,000万か、これは大体どれくらいの人数というかな……。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

今回、5億7,000万ほどお願いしておりますけれども、大体対象人員としましては、5,541人でございます。これは、26年4月1日現在を推計しております。昨年度出しました、6月補正予算で出ささせていただきましたけれども、それと、子供の伸び率を掛けさせていただいております。児童の伸び率が平均4.41%だったものですから、それに掛けて5,541人としております。この子供の伸び率によって保育所の必要数が変わってくるものですから、ちょっと計算が一手間かかりますけれども、そういう出し方です。

一応1人当たり月額にしまして9,222円アップする予定ですけども、出し方につきましては、ベースアップでなくても一時金でも

よいということになっております。

○岩中伸司委員 これは、それぞれの事業者がきちんとそれを賃金として払うような仕組みは、それはもうきちっとチェックはされているんですね。

○中園子ども未来課長 子ども未来課です。  
市町村を通じて出しますので、きちっと実績をとって確認しております。

○岩中伸司委員 わかりました。  
もう1ついいですか。  
71ページのフッ化物で、何回もちよっとお尋ね、お尋ねというか、これは、4,073万円ほどの予算がつけられて、本会議でもかなり答弁もいただいています、私の個人的な思いはこっちに置いて、この計画は、大体子供たち、学校だろうと思えますけれども、全校生徒、何人ぐらいを対象に考えられての金額になるんですか。

○山内健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。  
人数については、申しわけございません。ちょっと手元に資料ございませんが、県内に小中学校、熊本市を除いて県及び県教委で所管をしている部分、学校が548学校、小学校が380、中学校が168ございまして、それを全部、全小中学校での実施を目標としておりますので、全小中学校548校で実施をされても足りる金額ということで積算をさせていただいております。

○岩中伸司委員 これは、それぞれ保護者の立場で、それはしないんだという主張もあるから、今、課長のお話だと、金額的にはもう十分、マイナスにはならぬということでしょうけれども、私から言わせれば、やっぱりちゃんと歯を磨けばいいということを常にそう

いう主張をしていますが、これは、対前年比からすれば、かなり金額は大きくなったんですか。

○山内健康づくり推進課長 この金額は、その他の事務費関係とか、指導に要する経費も含んでおりますが、この歯科保健推進事業自体は、昨年度の予算は1,759万8,000円ですので、2,200～2,300万円ほどの増額になっております。

○岩中伸司委員 これは、教育委員会も積極的に進めるということで、私は非常に反対をするんですけども、予算もかなり多くなっているようですが、やっぱり動きがそういう形で、熊本県は虫歯がやっぱり多いというふうな統計上のやつもあってそういう対応をされているんですが、もう少し子供たちに、ちょっと歯を磨く、食後の歯を磨く等をやれば——このフッ化物洗口は、最近は非常に危なくななくて、管理もそう厳しくないの、先生方も手間暇とることはないということの説明はありますけれども、ぜひ、よかったら、だんだん少な目にして虫歯をなくす方法を考えていただきたいなというふうに思います。

○平野みどり委員 ちょっとお尋ねします。  
その1,000万から4,000万に変わったところ、試薬からあれに変わったということが影響しているんじゃないかなって思っています。

○山内健康づくり推進課長 積算根拠で、まず薬剤を使うということを前提にしたというのも1つございます。あと、これまでがモデル校方式という形でやってまいりまして、1校当たりの補助限度額が、割と小規模校が多かったものですから、5万円という限度額があったというのを撤廃したというのが2つ目の理由。あと、3つ目、これが一番大きな理由ですが、想定をする実施小中学校数が大幅

にふえたというのが、金額が大幅にふえた理由の3点です。

○平野みどり委員 山内課長を筆頭に御努力があつての結果だと思ふんですけれども、ちょっと半分嫌みで言っているんですけれども、熊本市はどうなんですか、熊本市。

○山内健康づくり推進課長 熊本市も健康子ども未来局ですか、を中心に非常に積極的に進めていらっしゃいます。ただ、熊本市の場合、なかなか教育部門のほうは県ほどまだ積極的ではなくて、ちょっとまだ慎重に考えていらっしゃることもありまして、今年度の実施が2～3校、来年度が、現時点、各区に1校ずつモデル校で実施をしたいということで、5校は実施をしたいというふうに熊本市はおっしゃっていらっしゃいます。

ただ、いずれにしろ、やっぱり一日も早く熊本市もできるだけ多くの小中学校に実施をしたいということで、県の取り組みを参考に熊本市でも進めていきたいというふうにおっしゃっていらっしゃいます。

○平野みどり委員 何か校長会のほうも反対ということで、そこでなかなか進まないという話なんですけれども、虫歯、このフッ化物洗口をやっていない都道府県、東京都はやっていないんですしたっけ。

○山内健康づくり推進課長 やっているところもありますが、率としては高くないというふうに聞いています。

○平野みどり委員 聞くところによると、東京都などは、フッ化物洗口はほとんどやっていない自治体ですけれども、だけれども、虫歯は減っていると。そのフッ化物洗口とその虫歯が減るといふことの相関関係といふか、そこら辺がどこまで明確なのかといふか、は

っきりしているのかといふのがですね。じゃあ、なぜ東京は減っているのか、フッ化物洗口もしてないのにですね。そこら辺はどうなんでしょうか。

○山内健康づくり推進課長 フッ化物洗口による虫歯予防の効果ですが、いろんな数字もございしますが、代表的なのでうちのほうでよく申し上げますのは、全国的に虫歯は減ってきてつつありますが、減っている中でも地域間の格差というのは全然変わらないと。ずっと東北、北陸地域と九州地域は虫歯が多い地域です。東京とかは少ない地域です。東北、北陸、九州というのは、ずっと昔から虫歯が多い地域なんですけど、東北・北陸地域の中では、新潟県だけは日本一虫歯が少ないと。九州というのは、全県虫歯が全国比で多い地域なんですけど、佐賀県だけは、10年ほど前、ワースト1位になったものですから、10年前からもうできるだけ多くの学校でということでもフッ化物洗口を始めたところ、全国でも少ないほうから5番目までに、この10年間で、九州では佐賀県だけが虫歯が減っているというのが、フッ化物洗口の虫歯予防の効果かと考えます。

あと、先生がもう1点おっしゃられました東京都においては、フッ化物洗口をやっていないにもかかわらず、虫歯が少ない、減っている理由ですが、虫歯が減っている理由は、歯磨き粉、あれに昔はほとんどフッ素は入ってませんでした。一時期、フッ素が入りかけのころは、歯磨き粉にフッ化物入りというのが大きく表示をされてたんですが、最近はどうもほとんど9割以上の歯磨き粉にフッ化物が入っています。そういうこともあって、もうわざわざ宣伝するまでもなく入っていますが、そういったフッ素入りの歯磨き粉がふえてきたといひますか、普及をしてきたというのが、虫歯の数が全体として、ここ10年、20年で減ってきた大きな理由だといひられていま

す。

ただ、歯磨き粉に入っているフッ素というのは、歯磨きをした後に水でうがいをする、ほとんどが洗い流されてしまうということで効果が限定的、ただ、ほとんど洗い流されるとはいえ、数%は残るので、しっかり歯磨きをフッ素入りの歯磨きでやっていたら虫歯が減っていく、そういった積み重ねで、これまで、東京都にしろ、全国的にしろ、フッ化物の歯磨き粉が普及してきたことによって虫歯全体は減ってきたんだと思われま

す。ただ、やっぱり歯磨き粉では、その後、水ですすいでしまうので、効果が限られてしまうので、それと別に、週に1回、フッ素のうがいをすると効果がより確実になるということで、全国でいえば、新潟とか、佐賀のように、プラスアルファで大きな虫歯予防の効果を上げていると言われています。

以上です。

○平野みどり委員 いろいろまだ言いたいことはありますけれども、ここら辺にしておきます。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第41号、第43号、第60号、第73号から第78号まで及び第95号、第98号について、一括して採決をしたいと思います、異議はありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○岩中伸司委員 第41号、60号、78号は反対です。

○淵上陽一委員長 それでは、一括採決に反

対の表明がありましたので、議案第41号、第60号、第78号について、挙手により採決をしたいと思います。

原案のとおり可決することに賛成の委員、挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○淵上陽一委員長 挙手多数と認め、よって、議案第41号、第60号、第78号の3議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案、第43号外7件について、一括採決したいと思います。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、よって、第43号外7件について可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、一健康危機管理課長から御報告をお願いします。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

報告事項の1ページをお願いします。

第二次熊本県動物愛護・管理推進計画の策定について御説明します。

これは、現行の計画について、平成24年度



の動物愛護管理法の改正を踏まえ、見直しを行うものです。

まず、1の計画の位置づけについてですが、この計画は、国の基本指針を踏まえまして、飼い主への意識啓発や犬、猫引き取りの厳正化、動物取扱業への規制強化などを反映させるとともに、県の現状と課題に即した取り組みの充実強化を図ることとしています。

次に、2の計画の概要についてですが、計画期間は、平成26年度から35年度までの10年間としています。

基本方針として、現行計画を引き継ぎ、人と動物とが共生する地域づくりを目指すこととしています。

拡充する主な対策として、終生飼養の意識啓発、教育現場への普及啓発、狂犬病予防の強化、災害時の救護体制を記載しています。

2ページをお願いします。

(4)の動物愛護・管理に関する現状について御説明します。

①の犬及び猫の引き取り頭数等についてですが、犬は、平成16年度の頭数と平成24年度の頭数を見ると減少傾向にあります。猫は、横ばいの状況です。

②の犬及び猫の新しい飼い主への譲渡頭数についてですが、犬は、平成21年度までは増加したものの、その後減少しています。猫は、増加傾向にあります。

3ページの③の犬の飼い主への返還頭数についてですが、若干であります。増加傾向にあります。

④の狂犬病の予防注射接種率についてですが、ここ数年、横ばいで全国平均を下回っています。

次に、3の主な対策等についてです。

4ページの概要をごらんください。

資料の左に、飼い主など主体ごとに、現状、課題、対策の概要を記載しています。

対策のうち、主な事項2点について御説明いたします。

まず、1の飼い主に係ることの対策として、終生飼養の意識啓発や狂犬病の予防対策に取り組むこととしています。

次に、4の県民の皆様に対しては、動物愛護月間行事を通じた動物愛護の情報発信や動物とのふれあい教室などの普及啓発事業の実施に取り組むこととしています。

3ページにお戻りいただきまして、5の計画策定後の進め方についてですが、毎年度の達成状況を点検しまして、県動物愛護推進協議会に報告いたします。その協議会の意見を施策に反映していくこととしています。

以上で健康危機管理課の報告を終わります。

○藤本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

2件、御報告させていただきます。

資料の6ページをお願いいたします。

熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定について御説明いたします。

1の計画の策定の趣旨ですが、県では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、現行の第2次計画を平成20年12月に策定しましたが、本年度をもって計画期間が終了することから、第3次計画を策定するものです。

2の計画の概要につきましては、計画期間を平成26年4月から平成31年3月までの5年間としております。

基本理念として、男女がともに人権を尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を掲げております。

施策体系と主な取り組みにつきましては、次の5つを掲げております。

1つ目が、暴力の防止及び抑止に向けた取り組みの推進として、高等学校などでの未然防止教育の充実や加害者向けの教育プログラムを実施する民間団体との連携などを実施し

ます。2つ目が、発見・相談体制の強化として、県における専門相談機関である女性相談センターの活動、周知等を図ることとしております。

7ページをお願いします。

3つ目が、被害者の安全な保護体制の充実です。民間設置のシェルターとの連携強化や一時保護所における同伴児童に対する指導員の配置などを実施します。4つ目が、被害者の自立支援に向けた環境整備として、自立のための中間施設となるステップハウスなどの運営などを、そして5つ目が、関係機関との連携・協働として、専門窓口となるDV相談支援センターの市町村設置を働きかけていくなどを実施していくこととしております。

計画策定の経緯は、3に記載のとおりであり、本委員会への報告後、年度内に策定したいと考えております。

なお、概要につきましては、8ページ、9ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第3期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について御説明いたします。

1の計画策定の趣旨ですが、県では、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に基づき、第2期計画を平成21年4月に策定しましたが、本年度をもって計画期間が終了することから、第3期計画を策定するものです。

2の計画の概要につきましては、計画期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間としております。

基本理念として、ひとり親家庭等が自立し、安心して生活できる環境づくりの推進を掲げております。

施策体系とそれぞれの主な取り組みにつきましては、次の7つの施策を掲げております。

1つ目が「仕事」を支えるとして、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談や情報提供、看護師等の養成機関に通う場合に生活費を支給する高等職業訓練促進給付金の支給などです。2つ目が「家計」を支えるとして、ひとり親家庭への医療費の助成などを引き続き実施することとしております。

11ページをお願いいたします。

3つ目が「子育て」を支えるとして、ひとり親家庭等にヘルパーを派遣する日常生活支援事業等の実施。4つ目が「繋がり」を支えるとして、別れた親と子供との面会交流を支援する事業等の実施。5つ目が「安心」を支えるとして、母子家庭等就業・自立支援センターでの相談対応などであります。6つ目が「交流」を支えるとして、ひとり親家庭等応援隊の運営など。そして7つ目が「学び」を支えるとして、学習ボランティアによる公的施設等を活用した地域の学習教室などを実施してまいります。

計画策定の経緯は、3に記載のとおりであります。

本委員会への報告後、熊本県ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会を経て、年度内に策定したいと考えております。

なお、こちらも概要を12ページ、13ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で説明を終わりたいと思います。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山内健康づくり推進課長 14ページをお願いします。

熊本県健康づくり憲章～健やかくまもと肥後六花～の制定についてでございます。

平成24年9月定例県議会での西岡先生からの一般質問を踏まえ、長寿を楽しむための生涯を通じた健康づくりを県民運動としてより効果的に展開していくため、健康づくり県民会議において、熊本県健康づくり憲章を制定

いたしました。

制定までに至る経緯ですが、真ん中にあります検討メンバー3人、二塚九州看護福祉大学学長、あと、小野保健科学大学長と熊大・山本教授、この3人による検討会を開催して原案をつくっていただきまして、それを健康づくり県民会議幹事会で協議をし、2月10日開催の県民会議において憲章を決定がされました。

肥後六花というモチーフ選定の理由でございますが、肥後六花は、熊本県民にしっかりと定着し、誰もが知っている言葉であることに加え、花の持つ優雅さ、美しさ、健やかさのイメージが、健康づくり県民運動として推進をしていく憲章の題材にふさわしいということで選定をされております。

憲章の中身は、資料15ページのとおりですが、肥後六花それぞれの花言葉と文面を合わせてあります。

まず、椿については、花言葉が理想の愛ということで、健やかに育ち、元気に働き、安らかに生きがいのある老後を過ごせるくまもとづくり、菊、花言葉は高尚、高潔という意味がございますが、健やかな生活習慣を通して病気の予防に取り組みます。花菖蒲、優しさ、優しい心という意味がありますが、心身の病気や障がいがあっても安心して暮らせるくまもとづくりを推進します。芍薬、これは清浄という意味を持っておりますが、水と緑をくまもとの誇りとし、食の安心・安全な環境づくりを推進する。山茶花、困難に打ち勝つ、ひたむきさ、ハンセン病や水俣病の歴史に学び、その教訓を生かした健康文化を推進する。朝顔、約束、明日もさわやかにということ、豊かなくまもとを次の世代へつないでゆくことを誓いますという憲章が決定をされております。

今後活用してまいりたいと考えています。

以上です。

○林田総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

報告事項の16ページをお願いいたします。

昨年3月に策定いたしました第2次中期経営計画に基づき検討を進めてまいりました地域生活支援室を、平成26年4月1日、病院局に設置いたしますので、その概要を御報告いたします。

設置の目的は、地域で生活される精神障害者の方々の新たな入院や再入院を防ぎ、安定した地域生活を送っていただくため、医師ほかの多職種の医療スタッフによる包括的な支援を提供しようとするものでございます。

なお、この取り組みは、新4カ年戦略にも対応するものでございます。

概要でございます。

まず、(1)スタッフとしては、看護師や精神保健福祉士などの正職員2人、臨時職員の看護師など2人、嘱託職員のピアサポーター1人の5人体制でスタートし、常勤の医師のうち1人が兼務として担当いたします。

なお、ピアサポーターとしておりますのは、みずからも精神障害をお持ちの方で、当事者としての視点による相談、支援などを行っていただくことを予定しております。

次に、(2)業務内容としては、利用者、すなわち患者さん方の状態やニーズに応じたケアプランを作成し、必要なサービスを臨機応変に提供していくこととしております。

現時点で想定している具体的なサービス内容は、次のページ、17ページの下段、枠囲みをごらんください。

病状のケア、身体的健康状態の管理、日常生活支援、就労支援など、地域で生活していく上で必要な支援を想定しております。

16ページにお戻りください。

(3)支援の対象者としては、主診断名が統合失調症、妄想性障害及び気分障害の患者さんで、精神科の医療機関を頻繁に利用されている18歳から65歳までの方々としておりま

す。また、対象のエリアとしましては、頻繁な訪問看護の実施や危機介入時の迅速な対応のため、居住地が直線距離で当院から10キロメートル程度、所要時間30分程度で訪問できる範囲で考えていくこととしております。

17ページ上段に、これまでの検討等の経過について、18ページに、地域生活支援室のイメージをそれぞれ記載しております。

新たな取り組みでありますので、4月以降配属されるスタッフで、しっかり勉強しながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○淵上陽一委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○甲斐正法委員 済みません、今の地域生活支援室の設置についてというところで少し御質問させていただきますが、これは病院に設置するというので、例えば相談時間は24時間対応でやっていくのでしょうか。

○林田総務経営課長 総務経営課でございます。

体制としては、専属の職員を配置いたしますが、細かい夜間の相談等について、つまり24時間完全に対応できるかどうかということについては、ちょっと今検討中でございます。

○甲斐正法委員 ということでは、病院を中心に、病院が設置した地域生活支援室ということでは、その24時間のうちの何時間かは、ほかの地域の医療体制が対応せざるを得ないことになってきますよね。つまり、ここで24時間やらなければ、何か相談があったときに、今既にある精神障害の地域生活支援ネットワークあたり、あるいは相談支援のほうに

来るわけで、そことの連携というのを全然打ち出していないんですけれども、独自でやっていくのか、そういう地域の中で一緒にやっていくのかということの重なる部分をやはりきちんと書いておかないと、独自でやりますよみたいな印象しか受けられないんですけれども、どうでしょうか。

○林田総務経営課長 総務経営課でございます。

地域との連携ということでは、その資料に書いてありますように、イメージ図をもらいいただければと思いますけれども、独自一左部のほうが私ども病院のほうの組織で、地域生活支援室のスタッフが右側の地域社会におられる患者さんとの間で支援をしようということを書いております。

それ以外の下のほうに、地域の資源として、いろいろな保健所、あるいは福祉事務所等と連携をとりながらやっていきたいと考えておりますので、私どもだけ独自でやっていこうということは当然考えておりません。いろいろな関係機関と連携をとりながらやっていきたいと考えております。

○甲斐正法委員 ということでは、病院のあいている時間は独自でやるけれども、病院があいてない時間は連携をしてやるということですか。

○向井病院事業管理者 確かに、今、甲斐委員のおっしゃることについては、私のほうも内部で議論をいたしておりました、どういう体制で臨もうかと。本来ですと、確かに、この地域支援室が24時間全体きちっと回るようにしなければいかぬ。病院内に、看護師も何名も、病棟にもおりますし、看護師長もおる、それから、医師も宿直をいたしております。ここに兼務の医師がおりまして、基本、その診療報酬とも絡みがありまして、この診

療報酬がこの平成26年度から適用になる部分がありまして、そこで打ち出されているこの24時間態勢がどこまで求められるかというのが、ちょっと今探っている部分で、確かに、医師のほうに連絡とれるように携帯を持たせて、24時間でそれを受け付けるとか、そういう体制も必要かもしれないという部分ございまして、もう少しそこはちょっと詰めさせていただきたい。しかし、やはり望ましい姿にできるだけもっていかなければならないし、患者さんたちもそれをお望みだろうと思いません。

ただ、専門の医師、結構これに対してアウトリーチみたいなことで経験なされている医師が担当していますので、その先生のお話だと、昼間きちっと対応をしたら、余り夜間連絡とかはないはずだという見立てをされております。我々も、しかしそう言いながらも、連絡体制はちゃんととりながら、緊急の場合は、ちょっと駆けつけたりとか、連絡とって、万が一うちの病院でできない場合は、ほかの病院なり、施設なり、あるいは行政機関にお願いをするというふうなこともやっていかなければならないだろうということは、今詰めている部分でございます。

○甲斐正法委員 そういう経営的なところもあるでしょうし、それぞれの状況も考えられるんですけれども、例えば、県がやるのであれば、ここは入院機能持っていますから、入院機能を持たないクリニックとかいうこととの連携も含めながら、やっぱり県が、いわゆる補完的な立場で県内のこの体制を、そういう補完機能も持たせられないかなというのはすごくあるんですね。

これは余談ですけれども、例えば、こども療育センターも、最初そういう機能がなかったのかということでは、もう自分で肢体不自由を専門にということをやったんですけれども、やっぱり年数がたってくると、発達障

害の医師を入れて、県内全体の発達障害にも対応していかなければならないということでは、県の医療体制も少しそういう意味では変わってきましたよね。

それで、その精神障害の、今病院でやるべきことと将来やるべきことというのも少し何か現状に合わせながら形を変えていく必要があるんじゃないかなという気もいたしましたので、質問させていただきました。よろしくお願ひします。

○林田総務経営課長 総務経営課でございます。

先ほどちょっと説明が不足をしておりました。夜間につきましては、一応この支援室そのもので直接対応するというのではなくて、先ほど局長が申し上げましたように、当直の医師、それから当直の看護師等がおりますので、そちらのほうで対応するという方向で検討を進めていきたいというふうに考えております。申しわけございませんでした。

○平野みどり委員 これは、今回本県のこころの医療センターでやっていくことなんですけれども、これと同じような仕組みで、入院患者さん、あるいは通院してこられる患者さんの地域生活の支援をしているというのは、民間の病院でもやっていることなのでしょうか。そこら辺をちょっと。

○林田総務経営課長 総務経営課でございます。

いろいろそれぞれの民間の医療機関でも、地域への患者さんとのつながりということで、それぞれの医療機関ごとでいろんな工夫はされているかとは思いますが、ただ、私どものほうで今回やろうとしていることについては、特色といたしましては、頻りに医療機関にかかっておられる、入退院を繰り返しておられるという割合症状の重い方といったもの

を対象にして取り組んでいこうということで、私どもだけがやっているということではなくて、医療機関ごとにいろいろなやり方で取り組みはされているかとは思いますが、私どもの取り組みとしては、今申し上げたようなところが特徴かと思えます。

さらに、もう1つ特徴で申し上げますと、先ほど申し上げましたピアサポーターということで、みずから障害をお持ちの方で、やはりそういった方、精神障害の方々の支援をしていこうという、今まで実績のある方等を任用することで、そういった当事者の視点で我々の取り組みにいろんなアドバイスをいただいたり、患者さん方へのサポート等をしていただくようなことを考えているところでございます。

○平野みどり委員 熊本、精神科病院いっぱいありますよね、それで、社会的入院をしていらっしゃる方たちも多いので、できるだけ地域の中に、病院の入院という形から地域の中で暮らしていけるようにサポートしていくというのが流れだと思っています。

精神科の病院でもいろいろあって、そういった地域での生活を支援していかなきゃいけないという目標をしっかりと掲げて取り組んでいらっしゃるのとそうでないところというのはやっぱりありますよね。その先駆的にやっていたらっしゃるようなところは支援していくというような意味で、今回、こころの医療センターが取り組んでいかれるという意味では、意味があるのかなとは思いますが、先ほど甲斐委員のほうからの御指摘もあったように、既にもう支援をしているいろんなネットワークもありますし、相談機関もあるわけですから、そちらでの取り組みをしっかり尊重しながら、公的な機関としてやっていく意味をしっかり持って、はざまでなかなか対応が難しいというようなところは、むしろうちでやりますというような気概を持っ

て取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

○林田総務経営課長 ありがとうございます。

あと、民間のほうで積極的に取り組んでいるところとしては、熊本市のほうの向陽台病院で、アウトリーチ推進事業ということで積極的に取り組んでおられる医療機関もございます。

○平野みどり委員 向陽台病院からいつもニューズレターが来ているので、よく読んでいます。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○小杉直委員 山田局長にちょっとお尋ねばってんが、熊本モデルをアジアに発信するて言うでしようが、そういうとは、どぎゃんふうに今取り組んだるですか。

○山田局長 先日も、台湾の台南市の成功大学という国立大学の病院の方々が来まして、熊本大学のほうと技術協定みたいなのを結んでおります。

ことしはそれをやっております、また、認知症アジア学会に参加する経費も、今回の予算でお願いしておりますけれども、去年はセブで、ことしはコロンボということで、そちらに行って日本の取り組みなどをPRしていきたいと思っております。

○小杉直委員 その発信、動きの浸透率はいかがですか、手応えは。

○山田局長 やはり高齢化がアジアの中でも特に進んでいる地域ですので、各諸国、我が国の動きに非常に注目しておりまして、手応えは感じております。近いうちにまた、成果ができましたら、御報告したいと思っております。

○小杉直委員 わかりました。よかです。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なしということでありませう。

以上で本日の議題は終了いたします。

最後に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして本委員会を閉会いたします。

午後2時14分開会

○淵上陽一委員長 お疲れさまでした。

なお、最後の委員会であります。一言御礼を申し上げます。

この1年間、増永副委員長とともに円滑な委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位におかれましては、温かい御指導、御協力を賜り、また、終始熱心に御審議をいただきましてまことにありがとうございました。

また、執行部の皆様にも丁寧な説明と御答弁をいただき、また、諸問題に対しても迅速かつ誠実に対応していただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

執行部の中には、この3月をもって勇退される方もいらっしゃると思っております。長い間県政に携わっていただき、本当に御苦労さまでございました。県を去られましても、県民の一人として県政発展にお力添えをお願いするとともに、今までの経験と知識を生かされ、新たな場所での御活躍をお祈り

申し上げます。

今お話がありました本当に少子高齢、人口減少ということで、どの国も経験したことがないような問題が、これからどんどんできてくるというふうに思っております。今回一般質問の中で質問させていただいたことづくづく思いましたことは、もう県だけではどうしようもないというふうに思っておりますし、いかに県民の皆さん方に、今の現状をしっかりと御理解をいただいて、どう協力いただくかということが、いろんな問題の一番の解決策であるというふうに思っておりますので、どうか今後とも県政発展に向けて、今後ともなお一層の御協力、御努力をお願いしたいというふうに思います。

最後になりましたが、各委員並びに執行部の皆様方には、今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、この1年間の御礼の言葉にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、増永副委員長からも御挨拶を申し上げます。

○増永慎一郎副委員長 御挨拶を申し上げます。

委員の先生方には、この1年間、本当に委員活動、本当にありがとうございました。

淵上委員長をきちんとサポートできたかどうかは非常に自分として疑問符がつくところでございますが、私自身は、この1年間、厚生勉強をさせていただきまして本当に助かり、また、自分の議員の中で大きなものになったんだというふうに思っております。

各委員の皆様方におかれましては、この1年間、一生懸命に議論をした分を今後の厚生に生かしていただきたいというふうに思っております。

1年間ありがとうございました。（拍手）

○淵上陽一委員長 これで終了いたします。  
どうもありがとうございました。

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
厚生常任委員会委員長